# 【表紙】

| | |
|---|---|
| 【提出書類】 | 有価証券届出書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長殿 |
| 【提出日】 | 2019年8月8日提出 |
| 【発行者名】 | アセットマネジメントＯｎｅ株式会社 |
| 【代表者の役職氏名】 | 取締役社長 菅野　暁 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区丸の内一丁目８番２号 |
| 【事務連絡者氏名】 | 酒井　隆 |
| 【電話番号】 | 03-6774-5100 |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券に係るファンドの名称】 | ＭＨＡＭ日本債券インデックスファンド（ファンドラップ） |
| 【届出の対象とした募集（売出）内国投資信託受益証券の金額】 | 継続募集額(2019年8月9日から2020年2月7日まで)<br>3,000億円を上限とします。 |
| 【縦覧に供する場所】 | 該当事項はありません。 |

# 第一部【証券情報】

## （1）【ファンドの名称】

MHAM日本債券インデックスファンド（ファンドラップ）
(以下「当ファンド」といいます。)

## （2）【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託の振替内国投資信託受益権（以下「受益権」と称することがあります。）です。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律（以下「社振法」といいます。）の規定の適用を受けることとし、受益権の帰属は、後述の「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社振法第２条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

また、当ファンドについて、委託会社の依頼により、信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供された信用格付けまたは信用格付業者から提供され、若しくは閲覧に供される予定の信用格付けはありません。

## （3）【発行（売出）価額の総額】

3,000億円を上限とします。

## （4）【発行（売出）価格】

取得申込日の基準価額とします。

※　「基準価額」とは、ファンドの資産総額から負債総額を控除して求めた金額(純資産総額)を、計算日における受益権総口数で除した価額をいいます。ただし、便宜上１万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。

基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

| 照会先の名称 | ホームページアドレス | 電話番号※ |
|---|---|---|
| アセットマネジメントOne株式会社 | http://www.am-one.co.jp/ | 0120-104-694 |

注：電話番号はコールセンターのものです（以下同じ）。
※電話によるお問い合わせは、営業日の午前９時～午後５時までとさせていただきます。（以下同じ。）

## （5）【申込手数料】

ありません。

**（６）【申込単位】**

**①　申込単位は各販売会社が定める単位とします。**

**②　「分配金受取コース」および「分配金再投資コース」による取得申込が可能です。販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。なお、「分配金再投資コース」を選択されたお申込者は、収益分配金の再投資に際し、1口の整数倍をもって取得することができます。**

**③　申込単位および取扱コースについては、販売会社にお問い合わせください。**

**※当初元本は1口当たり1円です。**

**（７）【申込期間】**

**2019年8月9日から2020年2月7日まで**

**※　申込期間は、上記期間終了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。**

**（８）【申込取扱場所】**

**当ファンドの申込取扱場所(以下「販売会社」といいます。)については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。**

| 照会先の名称 | ホームページアドレス | 電話番号 |
|---|---|---|
| アセットマネジメントOne株式会社 | http://www.am-one.co.jp/ | 0120-104-694 |

**（９）【払込期日】**

**取得申込金額は、販売会社が定める期日までに、販売会社にお支払いいただきます。なお、取得申込金額には利息は付されません。**

**各取得申込日の発行価額の総額は、追加信託が行われる日に、販売会社により、アセットマネジメントOne株式会社（「委託者」または「委託会社」といいます。）の指定する口座を経由して、みずほ信託銀行株式会社（「受託者」または「受託会社」といいます。）の指定するファンド口座（受託会社が再信託している場合は、当該再信託受託会社の指定するファンド口座）に払い込まれます。**

**（１０）【払込取扱場所】**

**取得申込金額は、お申込みの販売会社にお支払いください。なお、払込取扱場所については、下記の委託会社の照会先までお問い合わせください。**

| 照会先の名称 | ホームページアドレス | 電話番号 |
|---|---|---|
| アセットマネジメントOne株式会社 | http://www.am-one.co.jp/ | 0120-104-694 |

**（１１）【振替機関に関する事項】**

**ファンドの受益権にかかる振替機関は以下の通りです。**

**株式会社証券保管振替機構**

**（１２）【その他】**

**①　お申込みの方法**

**当ファンドは、ラップ口座にかかる契約[※1]に基づいて、ラップ口座の資金を運用するためのファンドです。**

**当ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社にラップ口座を開設した者[※2]等に限るものとします。**

**※1 当該契約については、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約を使用することがあります。**

**※2 販売会社にSMA(セパレートリー・マネージド・アカウント)にかかる契約に基づくSMA口座を開設した者を含む場合があります。**

**②　投資信託振替制度における振替受益権について**

**当ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業にかかる業務規程等の規則にしたがって取り扱われるものとします。**

**ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11) 振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則にしたがって支払われます。**

**投資信託振替制度（以下「振替制度」といいます。）においては、ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿（「振替口座簿」といいます。）への記載・記録によって行われます。**

# 第二部【ファンド情報】

## 第１【ファンドの状況】

### １【ファンドの性格】

#### （１）【ファンドの目的及び基本的性格】

① MHAM日本債券インデックスマザーファンド（以下「マザーファンド」ということがあります。）

受益証券への投資を通じて、わが国の公社債に投資を行い、ＮＯＭＵＲＡ-ＢＰＩ総合※の動きに連動する投資成果を目指します。

※ＮＯＭＵＲＡ-ＢＰＩ総合とは、野村證券株式会社が、国内で発行された公募利付債券の流通市場全体の動向を的確に表すために開発した経過利子込時価総額加重型の投資収益指数です。銘柄種類別・残存年数別に分類した各セクターポートフォリオに対して、それぞれの投資収益指数が用意され、一定の組入基準に基づいて構成されたインデックス・ポートフォリオのパフォーマンスをもとに計算され、機関投資家に広く認知されています。ＮＯＭＵＲＡ-ＢＰＩ総合の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。

＜ファンドの特色＞

Ⅰ． ＮＯＭＵＲＡ-ＢＰＩ総合の動きに連動する投資成果を目指します。

Ⅱ． 公社債への投資割合は、原則として高位を維持します。

② 3,000億円を上限に信託金を追加することができます。なお、信託金の上限額については、受託会社と合意のうえ変更することができます。

③ 一般社団法人投資信託協会が定める分類方法において、以下のように分類・区分されます。

＜商品分類＞

・商品分類表

| 単位型・追加型 | 投資対象地域 | 投資対象資産<br>（収益の源泉となる資産） | 補足分類 |
|---|---|---|---|
| 単位型<br>追加型 | 国内<br>海外<br>内外 | 株式<br>債券<br>不動産投信<br>その他資産<br>（　）<br>資産複合 | インデックス型<br>特殊型 |

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

・商品分類定義

| | |
|---|---|
| 追加型 | 一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。 |
| 国内 | 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| 債券 | 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |

| | |
|---|---|
| インデックス型 | 目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。 |

＜属性区分＞

・属性区分表

| 投資対象資産<br>（実際の組入資産） | 決算頻度 | 投資対象地域 | 投資形態 |
|---|---|---|---|
| 株式<br>一般<br>大型株<br>中小型株<br>債券<br>一般<br>公債<br>社債<br>その他債券<br>クレジット属性<br>（　　）<br>不動産投信<br>その他資産<br>（投資信託証券）※<br>資産複合<br>（　　）<br>資産配分固定型<br>資産配分変更型 | 年1回<br>年2回<br>年4回<br>年6回<br>（隔月）<br>年12回<br>（毎月）<br>日々<br>その他<br>（　　） | グローバル<br>日本<br>北米<br>欧州<br>アジア<br>オセアニア<br>中南米<br>アフリカ<br>中近東<br>（中東）<br>エマージング | ファミリーファンド<br>ファンド・オブ・<br>ファンズ<br>対象インデックス<br>日経225<br>ＴＯＰＩＸ<br>その他<br>（ＮＯＭＵＲＡ-ＢＰＩ総合） |

※ 当ファンドが投資信託証券への投資を通じて実質的な投資対象とする資産は、「債券・一般」です。

（注）当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

・属性区分定義

| | |
|---|---|
| その他資産<br>（投資信託証券） | 目論見書又は投資信託約款において、主として「株式」、「債券」及び「不動産投信」以外の資産に投資する旨の記載があるものをいい、括弧内の記載はその該当資産を表す。 |
| 債券・一般 | 目論見書又は投資信託約款において、主として債券に投資する旨の記載があるもので、公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。<br>※当ファンドは、主としてマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、債券に投資を行います。 |
| 年1回 | 目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。 |
| 日本 | 目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。 |
| ファミリーファンド | 目論見書又は投資信託約款において、親投資信託（ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。）を投資対象として投資するものをいう。 |
| その他<br>（ＮＯＭＵＲＡ-ＢＰＩ総合） | 目論見書又は投資信託約款において、日経225又はTOPIX以外の指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいい、括弧内の記載は、その該当指数を表す。 |

（注１）商品分類および属性区分は、委託会社が目論見書または約款の記載内容等に基づいて分類しています。

（注２）当ファンドが該当しない商品分類および属性区分の定義につきましては、一般社団法人投資信託協会のホームページ（https://www.toushin.or.jp/）でご覧いただけます。

（注３）当ファンドはマザーファンド受益証券（投資信託証券）への投資を通じて、債券を主要投資対象とします。したがって、「商品分類」における投資対象資産と、「属性区分」における投資対象資産の分類・区分は異なります。

**（２）【ファンドの沿革】**

**2008年６月３日　　信託契約締結、当ファンドの設定・運用開始**

**2016年10月１日　　ファンドの委託会社としての業務をみずほ投信投資顧問株式会社からアセットマネジメントOne株式会社に承継**

**（３）【ファンドの仕組み】**

**①　当ファンドの運営の仕組み**

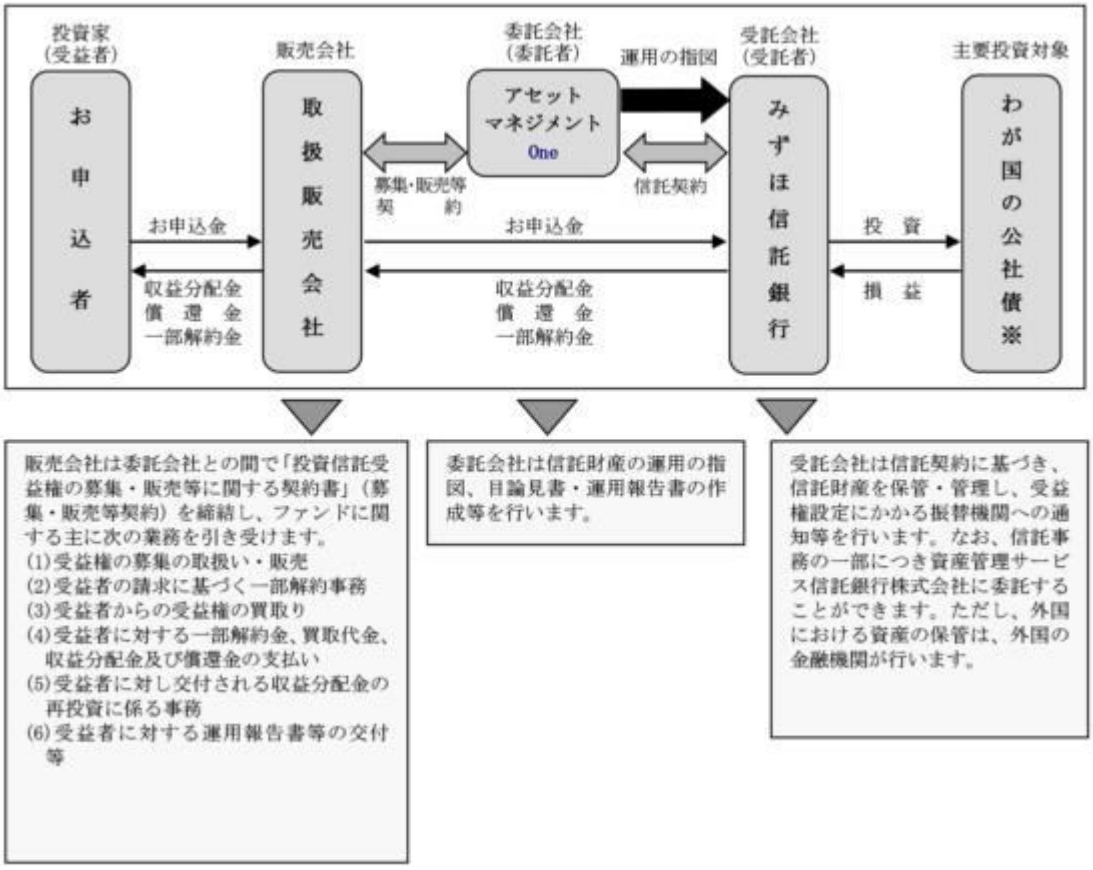


**※ 主要投資対象であるわが国の公社債には、主として、MHAM日本債券インデックスマザーファンドを通じて投資を行います。**

**②　ファミリーファンド方式の仕組み**

**当ファンドは「MHAM日本債券インデックスマザーファンド」をマザーファンドとするファミリーファンド方式で運用を行います。**

**≪ファミリーファンド方式≫**

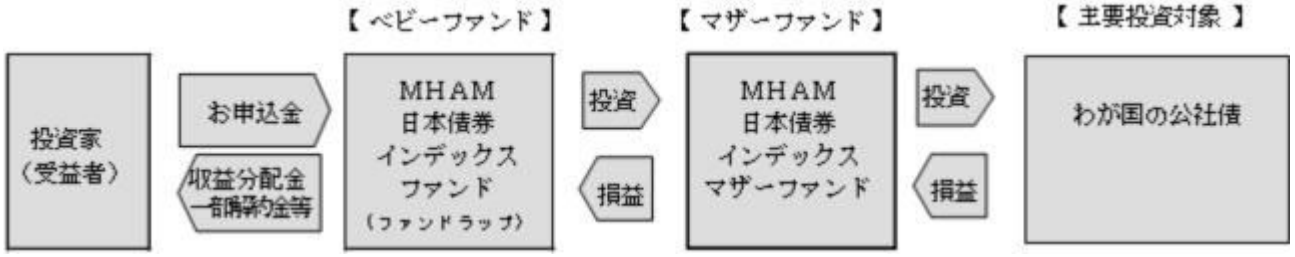


※ ファミリーファンド方式とは、投資家の皆様からお預かりした資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドに投資することにより、その実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。
※ マザーファンドのほかに、公社債等に直接投資する場合があります。

③　委託会社の概況

名称：アセットマネジメントOne株式会社

本店の所在の場所：東京都千代田区丸の内一丁目８番２号

資本金の額

20億円（2019年5月31日現在）

委託会社の沿革

| | |
|---|---|
| 1985年7月1日 | 会社設立 |
| 1998年3月31日 | 「証券投資信託法」に基づく証券投資信託の委託会社の免許取得 |
| 1998年12月1日 | 証券投資信託法の改正に伴う証券投資信託委託業のみなし認可 |
| 1999年10月1日 | 第一ライフ投信投資顧問株式会社を存続会社として興銀エヌダブリュ・アセットマネジメント株式会社および日本興業投信株式会社と合併し、社名を興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社とする。 |
| 2008年1月1日 | 「興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社」から「ＤＩＡＭアセットマネジメント株式会社」に商号変更 |
| 2016年10月1日 | ＤＩＡＭアセットマネジメント株式会社、みずほ投信投資顧問株式会社、新光投信株式会社、みずほ信託銀行株式会社（資産運用部門）が統合し、商号をアセットマネジメントOne株式会社に変更 |

大株主の状況

(2019年5月31日現在)

| 株主名 | 住所 | 所有株数 | 所有比率 |
|---|---|---|---|
| 株式会社みずほフィナンシャルグループ | 東京都千代田区大手町一丁目5番5号 | 28,000株※1 | 70.0%※2 |
| 第一生命ホールディングス株式会社 | 東京都千代田区有楽町一丁目13番1号 | 12,000株 | 30.0%※2 |

※1：Ａ種種類株式（15,510株）を含みます。
※2：普通株式のみの場合の所有比率は、株式会社みずほフィナンシャルグループ51.0%、第一生命ホールディングス株式会社49.0%

## 2【投資方針】

**（1）【投資方針】**

**①　基本方針**

**この投資信託は、ＮＯＭＵＲＡ-ＢＰＩ総合の動きに連動する投資成果を目標として運用を行います。**

**②　運用方法**

**1．主要投資対象**

**ＭＨＡＭ日本債券インデックスマザーファンド受益証券を主要投資対象とします。**

**2．投資態度**

**ａ．主として、わが国の公社債を主要投資対象とするＭＨＡＭ日本債券インデックスマザーファンド（以下「マザーファンド」といいます。）受益証券に投資を行い、ＮＯＭＵＲＡ-ＢＰＩ総合の動きに連動する投資成果を目指します。**

**ｂ．公社債の実質組入※比率は、高位を維持することを基本とします。**

**※　「実質組入」とは、投資対象である当該資産につき、当ファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産のうち当ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額をいいます。(以下同じ。)**

**ｃ．運用の効率化をはかるため、債券先物取引等を活用することがあります。このため、公社債の実質組入時価総額と債券先物取引等の買建玉の実質時価総額の合計額が信託財産の純資産総額を超えることがあります。**

**※債券先物取引等の詳細については、後記「(5) 投資制限　a. 約款で定める投資制限　⑦　有価証券先物取引等」をご参照ください。**

**ｄ．マザーファンド受益証券の組入比率は、高位を維持することを基本とします。**

**ｅ．市況動向やファンドの資金事情等によっては、上記のような運用が行えない場合があります。**

**ｆ．信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、国内において行われる有価証券先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号イに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券指数等先物取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ロに掲げるものをいいます。以下同じ。）、有価証券オプション取引（金融商品取引法第28条第８項第３号ハに掲げるものをいいます。以下同じ。）、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引ならびに外国の市場におけるわが国の有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引、金利に係る先物取引および金利に係るオプション取引と類似の取引（以下「有価証券先物取引等」といいます。）を行うことができます。**

**③　ファンドの投資プロセス**

**当ファンドは、主としてＭＨＡＭ日本債券インデックスマザーファンド受益証券への投資を通じ、以下のプロセスによりわが国の公社債に投資を行います。**

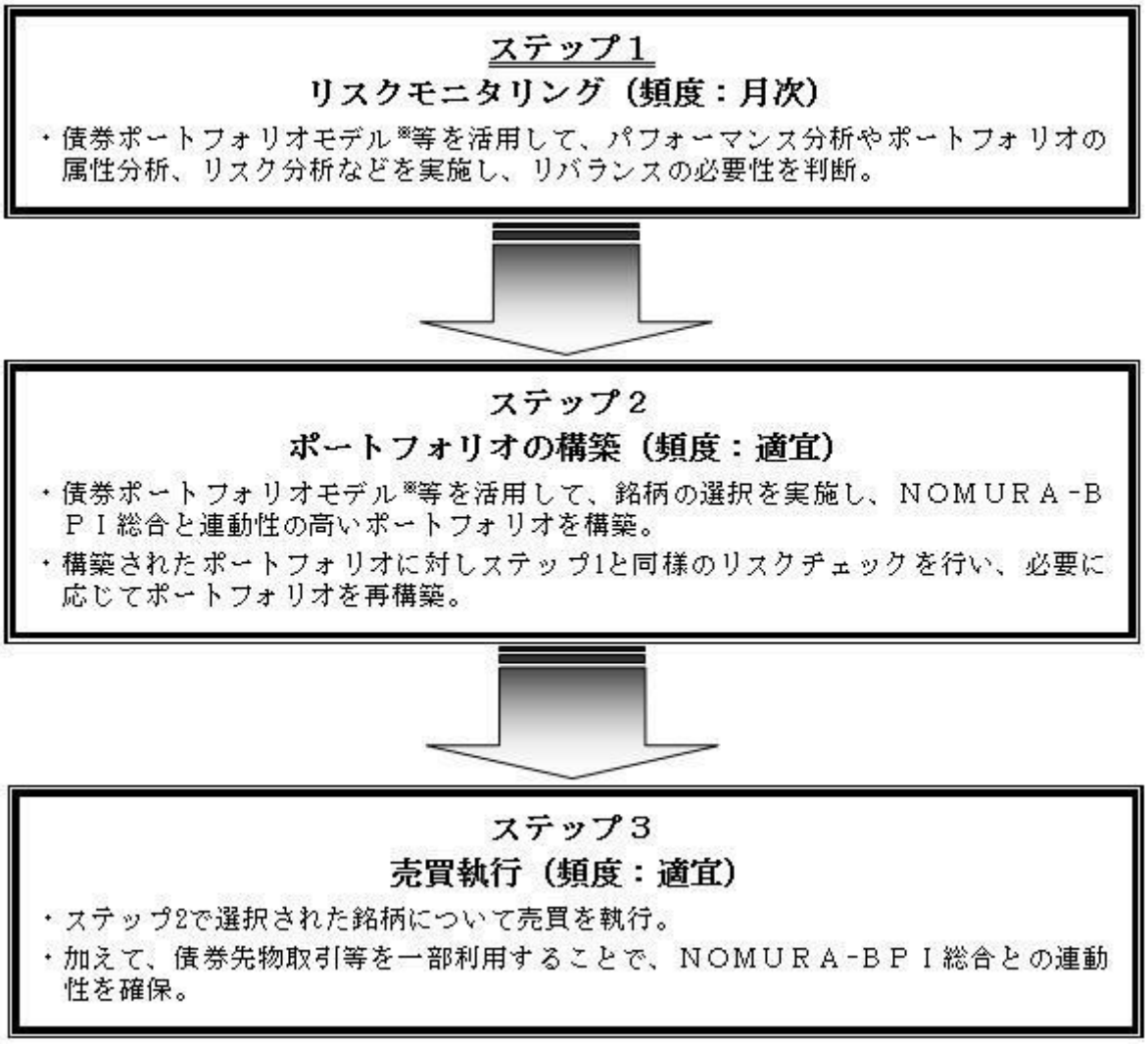


**なお、市況動向、設定・解約状況によっては弾力的に対処することがあります。また、モデルおよび使用するファクターについては、市場や経済の構造変化等に対応して、適宜見直しをすることがあります。**

**＜※ 債券ポートフォリオモデルとは…＞**

**デュレーション、残存期間構成、コンベクシティ等の属性をコントロールしながら、ＮＯＭＵＲＡ-ＢＰＩ総合に連動する銘柄群を効率的に選びだします。**

**（２）【投資対象】**

**①　投資の対象とする資産の種類**

**この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。**

**１．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）**

**ａ．有価証券**

**ｂ．デリバティブ取引に係る権利（金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、約款第23条、第24条および第25条に定めるものに限ります。）**

**ｃ．金銭債権**

**ｄ．約束手形（ａ.に掲げるものに該当するものを除きます。）**

**２．次に掲げる特定資産以外の資産**

**ａ．為替手形**

**②　有価証券の指図範囲**

**委託会社は、信託金を、主としてアセットマネジメントOne株式会社を委託会社とし、みずほ信託銀行株式会社を受託会社として締結された親投資信託であるＭＨＡＭ日本債券インデックスマザーファンドの受益証券（以下「マザーファンド受益証券」といいます。）および次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除き、かつ本邦通貨表示のものに限ります。）に投資することを指図します。**

**１．国債証券**
**２．地方債証券**
**３．特別の法律により法人が発行する債券**
**４．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債等を除きます。新株予約権付社債については、会社法第236条第１項第３号の財産が新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（以下、会社法施行前の旧商法第341条ノ３第１項第７号および第８号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）に限ります。）**
**５．資産の流動化に関する法律に規定する特定社債券（金融商品取引法第２条第１項第４号で定めるものをいいます。）**
**６．転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使、株主割当または社債権者割当により取得した株券**
**７．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債等**
**８．外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.～7.の証券または証書の性質を有するもの**
**９．投資信託または外国投資信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第10号で定めるものをいいます。）**
**10. 投資証券、投資法人債券または外国投資証券（金融商品取引法第２条第１項第11号で定めるものをいいます。）**
**11. 外国貸付債権信託受益証券（金融商品取引法第２条第１項第18号で定めるものをいいます。）**
**12. 外国法人が発行する譲渡性預金証書**
**13. 指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）**
**14. 抵当証券（金融商品取引法第２条第１項第16号で定めるものをいいます。）**
**15. 貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に表示されるべきもの**
**16. 外国の者に対する権利で15.の有価証券の性質を有するもの**

**なお、１.から５.までの証券および８.の証券または証書のうち１.から５.までの証券の性質を有するものならびに10.の証券のうち投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を以下「公社債」といい、６.の証券および８.の証券または証書のうち６.の証券の性質を有するものを以下「株式」といい、９.の証券および10.の証券（投資法人債券および外国投資証券で投資法人債券に類する証券を除きます。）を以下「投資信託証券」といいます。**

③　金融商品の指図範囲

委託会社は、信託金を、②に掲げる有価証券のほか、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。また、②の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を以下に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

１．預金
２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
３．コール・ローン
４．手形割引市場において売買される手形
５．貸付債権信託受益権であって金融商品取引法第２条第２項第１号で定めるもの
６．外国の者に対する権利で５.の権利の性質を有するもの

（３）【運用体制】

ａ．ファンドの運用体制

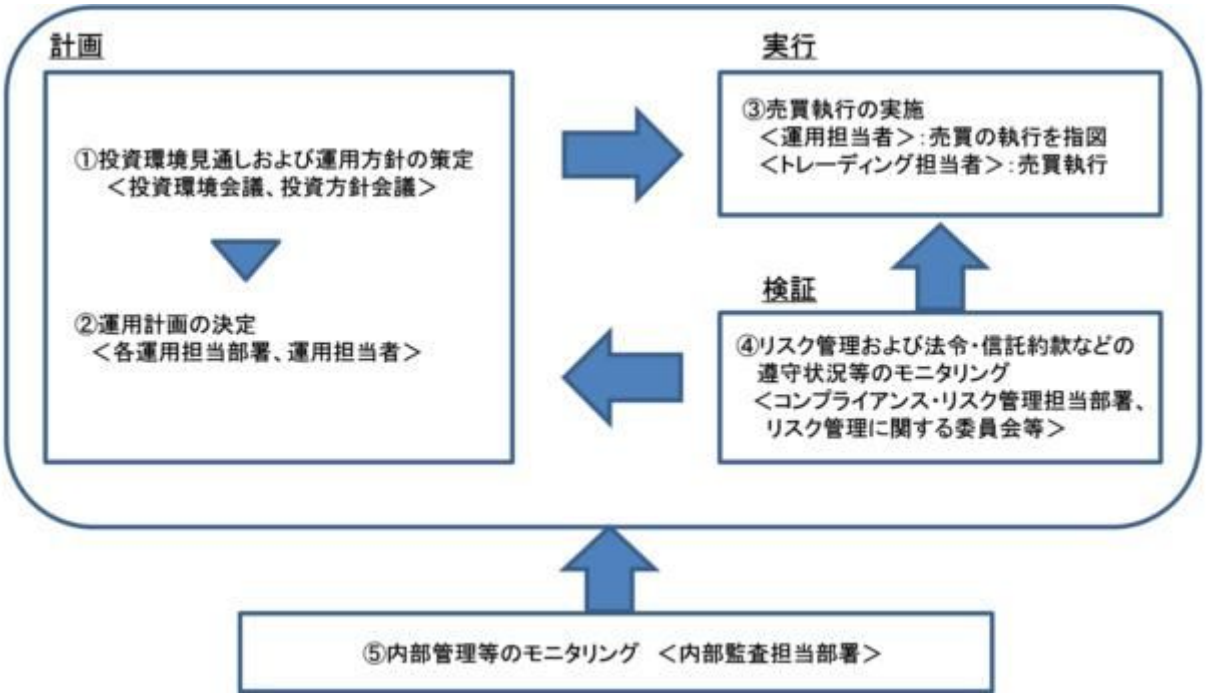


①　投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

②　運用計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

③　売買執行の実施

運用担当者は、売買計画に基づいて売買の執行を指図します。トレーディング担当者は、最良執行を

めざして売買の執行を行います。

④　モニタリング

運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署（60～70人程度）は、運用に関するパフォーマンス測定、リスク管理および法令・信託約款などの遵守状況等のモニタリングを実施し、必要に応じて対応を指示します。

定期的に開催されるリスク管理に関する委員会等において運用リスク管理状況、運用実績、法令・信託約款などの遵守状況等について検証・報告を行います。

⑤　内部管理等のモニタリング

内部監査担当部署（10～20人程度）が運用、管理等に関する業務執行の適正性・妥当性・効率性等の観点からモニタリングを実施します。

b．ファンドの関係法人に関する管理

ファンドの関係法人である受託会社に対して、その業務に関する委託会社の管理担当部署は、内部統制に関する外部監査人による報告書等の定期的な提出を求め、必要に応じて具体的な事項に関するヒアリングを行う等の方法により、適切な業務執行体制にあることを確認します。

c．運用体制に関する社内規則

運用体制に関する社内規則として運用管理規程および職務責任権限規程等を設けており、運用担当者の任務と権限の範囲を明示するほか、各投資対象の取り扱いに関して基準を設け、ファンドの商品性に則った適切な運用の実現を図ります。

また、売買執行、投資信託財産管理および法令遵守チェック等に関する各々の規程・内規を定めています。

※運用体制は2019年5月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。
※上記体制は、マザーファンドを通じた実質的な運用体制を記載しております。

（4）【分配方針】

①　収益分配方針

毎計算期末（原則として５月８日。ただし、休業日の場合は翌日以降の最初の営業日）に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

1．分配対象額の範囲は、経費控除後の配当等収益（繰越分およびマザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち、信託財産に属するとみなした額（以下「みなし配当等収益」といいます。）を含みます。）および売買益（評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額）等の全額とします。

2．分配金額は、委託会社が基準価額の水準や市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象額が少額の場合には分配を行わないことがあります。

3．収益分配に充てなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

※　将来の収益分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

②　収益分配金の支払い

1．収益分配金は、原則として毎計算期間終了日から起算して５営業日までに販売会社において支払いが開始されます。

**２．収益分配金の再投資に関する契約に基づいて収益分配金を再投資することにより増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。**

**※　収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に対し、お支払いします。**

**（５）【投資制限】**

**a. 約款で定める投資制限**

**①　株式(約款 運用の基本方針 運用方法(3)投資制限、約款第17条、約款第20条および約款第21条)**

**１．株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権（転換社債型新株予約権付社債の新株予約権に限ります。）の行使、株主割当または社債権者割当により取得したものに限り行えるものとし、その実質投資割合が信託財産の純資産総額の100分の10を超えることとなる投資の指図をしません。**

**※「実質投資割合」とは、投資対象である当該資産につき、当ファンドの信託財産に属する当該資産の時価総額とマザーファンドの信託財産に属する当該資産のうち当ファンドの信託財産に属するとみなした額との合計額の当ファンドの信託財産の純資産総額に対する割合をいいます。(以下同じ。)**

**２．委託会社は、同一銘柄の株式への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。**

**３．委託会社が投資することを指図する株式は、取引所（金融商品取引法第２条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第２条第８項第３号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。以下同じ。）に上場(上場予定を含みます。)されている株式の発行会社の発行するものおよび取引所に準ずる市場において取引（登録予定を含みます。）されている株式の発行会社の発行するものとします。ただし、株主割当または社債権者割当により取得する株式については、この限りではありません。**

**②　外貨建資産（約款 運用の基本方針 運用方法(3)投資制限）**

**外貨建資産への投資は行いません。**

**③　投資信託証券(約款第17条)**

**委託会社は、投資信託証券（マザーファンド受益証券を除きます。）への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。**

**④　転換社債等(約款第22条)**

**委託会社は、同一銘柄の転換社債、ならびに同一銘柄の転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合が、信託財産の純資産総額の100分の５を超えることとなる投資の指図をしません。**

**⑤　信用リスク集中回避のための投資制限（約款第22条の１の２）**

**一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ100分の10、合計で100分の20を超えないものとし、当該比率を超えることとなった場合には、委**

**託会社は、一般社団法人投資信託協会規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。**

**⑥　デリバティブ取引等(約款第22条の２)**

**委託会社は、デリバティブ取引等（デリバティブ取引とは、金融商品取引法第２条第20項に規定するものをいい、新株予約権証券、新投資口予約権証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引、選択権付債券売買および商品投資等取引（投資信託及び投資法人に関する法律施行令第３条第10号に規定するものをいいます。）を含みます。以下「デリバティブ取引等」といいます（ただし、この信託において取引可能なものに限ります。以下同じ。）。）について、一般社団法人投資信託協会の規則に定める合理的な方法により算出した額が信託財産の純資産総額を超えることとなる投資の指図をしません。**

**⑦　有価証券先物取引等(約款第23条)**

**１．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引および有価証券オプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の有価証券に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。なお、選択権取引は、オプション取引に含めて取扱うものとします（以下同じ。）。**

**２．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、わが国の取引所における金利に係る先物取引およびオプション取引ならびに外国の取引所におけるわが国の金利に係るこれらの取引と類似の取引を行うことの指図をすることができます。**

**⑧　スワップ取引(約款第24条)**

**１．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、異なった受取金利または異なった受取金利とその元本を一定の条件のもとに交換する取引（以下「スワップ取引」といいます。）を行うことの指図をすることができます。**

**２．スワップ取引の指図にあたっては、当該取引の契約期限が、原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。**

**３．スワップ取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。**

**４．委託会社は、スワップ取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の提供または担保の受入れの指図を行うものとします。**

**⑨　金利先渡取引（約款第25条)**

**１．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、ならびに価格変動リスクを回避するため、金利先渡取引を行うことの指図をすることができます。**

**２．金利先渡取引の指図にあたっては、当該取引の決済日が、原則としてファンドの信託期間を超えないものとします。ただし、当該取引が当該信託期間内で全部解約が可能なものについてはこの限りではありません。**

**３．金利先渡取引の評価は、当該取引契約の相手方が市場実勢金利等をもとに算出した価額で評価するものとします。**

**４．委託会社は、金利先渡取引を行うにあたり担保の提供または受入れが必要と認めたときは、担保の**

**提供または担保の受入れの指図を行うものとします。**

**⑩　有価証券の貸付(約款第26条)**

**１．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産に属する株式および公社債を以下の範囲内で貸付の指図をすることができます。**

**a. 株式の貸付は、貸付時点において、貸付株式の時価合計額が、信託財産で保有する株式の時価合計額の50%を超えないものとします。**

**b. 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額を超えないものとします。**

**２．前記１.に定める限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。**

**３．委託会社は、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行うものとします。**

**⑪　公社債の空売り(約款第27条)**

**１．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、信託財産の計算においてする信託財産に属さない公社債を売付けることの指図をすることができます。なお、当該売付けの決済については、公社債（信託財産により借入れた公社債を含みます。）の引き渡しまたは買戻しにより行うことの指図をすることができるものとします。**

**２．前記１.の売付けの指図は、当該売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。**

**３．信託財産の一部解約等の事由により、前記２．の売付けにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかにその超える額に相当する売付けの一部を決済するための指図をするものとします。**

**⑫　公社債の借入れ(約款第28条)**

**１．委託会社は、信託財産の効率的な運用に資するため、公社債の借入れの指図をすることができます。なお、当該公社債の借入れを行うにあたり担保の提供が必要と認めたときは、担保の提供の指図を行うものとします。**

**２．前記1.の指図は、当該借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額の範囲内とします。**

**３．信託財産の一部解約等の事由により、前記2.の借入れにかかる公社債の時価総額が信託財産の純資産総額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する借入れた公社債の一部を返還するための指図をするものとします。**

**４．前記１.の借入れにかかる品借料は信託財産中から支弁します。**

**⑬　資金の借入れ(約款第34条)**

**１．委託会社は、信託財産の効率的な運用および運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資にかかる収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとします。**

**２．一部解約に伴う支払資金の手当てにかかる借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が５営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金等および償還金の合計額を限度とします。ただし、資金借入額は、借入指図を行う日における信託財産の純資産総額の10%を上回らない範囲内とします。**

**３．収益分配金の再投資にかかる借入期間は信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。**

**４．借入金の利息は信託財産中より支弁します。**

**ｂ．法令で定める投資制限**

**○　同一の法人の発行する株式の取得割合（投資信託及び投資法人に関する法律第9条）**

**委託会社は、同一の法人の発行する株式を、運用の指図を行うすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式にかかる議決権の総数が、当該株式にかかる議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、信託財産をもって取得することを受託会社に指図しないものとします。**

## 3【投資リスク】

**(1) 当ファンドにおける主として想定されるリスクと収益性に与える影響度合い**

- **当ファンドは、主としてMHAM日本債券インデックスマザーファンド受益証券への投資を通じて値動きのある有価証券等に投資しますので、ファンドの基準価額は変動します。したがって、元本や一定の投資成果が保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被ることがあります。**
- **運用により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者の皆様に帰属します。**
- **投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。**
- **登録金融機関が取扱う投資信託は、投資者保護基金の対象ではありません。**
- **投資信託は預貯金とは異なります。**
- **当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の６の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用はありません。**

**当ファンドにおいて主として想定されるリスクは以下の通りですが、基準価額の変動要因はこれらに限定されるものではありません。なお、以下のリスクは、主にマザーファンドを通じて当ファンドが行う有価証券等への投資により発生します。**

**①　金利変動リスク**

| |
|---|
| **金利の上昇（公社債の価格の下落）は、基準価額の下落要因となります。** |

**金利変動リスクとは、金利変動により公社債の価格が下落するリスクをいいます。一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している公社債の価格は下落します。また、残存期間の長い公社債の価格は、概して短期のものより金利変動に対して価格の感応度が高く(金利変動に対する公社債価格の変動が大きく)なります。このように、金利上昇は、当ファンドが投資する公社債の価格に影響を及ぼ**

し、当ファンドの基準価額を下落させる要因となります。また、当ファンドでは、追加設定・一部解約に伴う資金の流出入に対応することにより、公社債と債券先物取引等の合計の組入比率が100%を超える場合があります。

② 信用リスク

| |
|---|
| 投資する有価証券の発行者の財政難・経営不安・倒産等の発生は、基準価額の下落要因となります。 |

信用リスクとは、公社債等の発行体が財政難、経営不振、その他の理由により、利息や償還金を予め決められた条件で支払うことができなくなる(債務不履行)リスクをいいます。一般に債務不履行が生じた場合、またはその可能性が高まった場合には、当該発行体が発行する公社債および短期金融商品(コマーシャル・ペーパー等)の価格は下落します。当ファンドが投資対象とする公社債等の発行体がこうした状況に陥った場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となります。

③ 流動性リスク

| |
|---|
| 投資資産の市場規模が小さいことなどで希望する価格で売買できない場合は、基準価額の下落要因となります。 |

流動性リスクとは、有価証券を売却(または購入)しようとする際に、需要(または供給)がないため、有価証券を希望する時期に、希望する価格で売却(または購入)することができなくなるリスクをいいます。一般に規模が小さい市場での売買や、取引量の少ない有価証券の売買にあたっては、流動性リスクへの留意が特に必要とされます。また、一般に市場を取り巻く外部環境の急変があった場合には、市場実勢価格での売買ができなくなる可能性が高まります。当ファンドが投資する公社債等の流動性が損なわれた場合には、当ファンドの基準価額が下落する要因となる可能性があります。

＜その他＞

・有価証券の貸付等においては、取引相手先の倒産等による決済不履行リスクを伴います。
・当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。当該方式は、運用の効率化に資するものですが、一方で、当ファンドが主要投資対象とするマザーファンドに対し、他のベビーファンドにより多額の追加設定・一部解約等がなされた場合には、マザーファンドにおける売買ならびに組入比率の変化等により、当ファンドの基準価額や運用が影響を受ける場合があります。
・当ファンドは、取引所における取引の停止等があるときには、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことがあります。

＜その他の留意点＞

当ファンドは、ベンチマークであるＮＯＭＵＲＡ-ＢＰＩ総合の動きと連動する投資成果を目指しておりますが、追加設定・一部解約による運用資金の変動、インデックスの構成銘柄の一部を組み入れない場合の影響、銘柄ごとの組入比率がインデックスにおける構成比率と異なる場合の影響、債券先物取引を利用する場合のインデックスと債券先物の値動きの差による影響、売買執行に要する費用や信託報酬等が信託財産から支払われることの影響などにより、当ファンドの基準価額の騰落率と、同じ期間におけるベンチマークの騰落率との間に乖離が生じる場合があります。

＜収益分配金に関する留意点＞

・投資信託の分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が

支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

・分配金は、計算期間中に発生した収益（経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益）を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

・投資家（受益者）のファンドの取得価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

### (2) リスク管理体制

委託会社におけるファンドの投資リスクに対する管理体制については、以下のとおりです。

・運用リスクの管理：運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。

・運用パフォーマンス評価：運用担当部署から独立したリスク管理担当部署が、ファンドの運用パフォーマンスについて定期的に分析を行い、結果の評価を行います。

・リスク管理に関する委員会等：上記のとおり運用リスクの管理状況、運用パフォーマンス評価等の報告を受け、リスク管理に関する委員会等は総合的な見地から運用状況全般の管理・評価を行います。

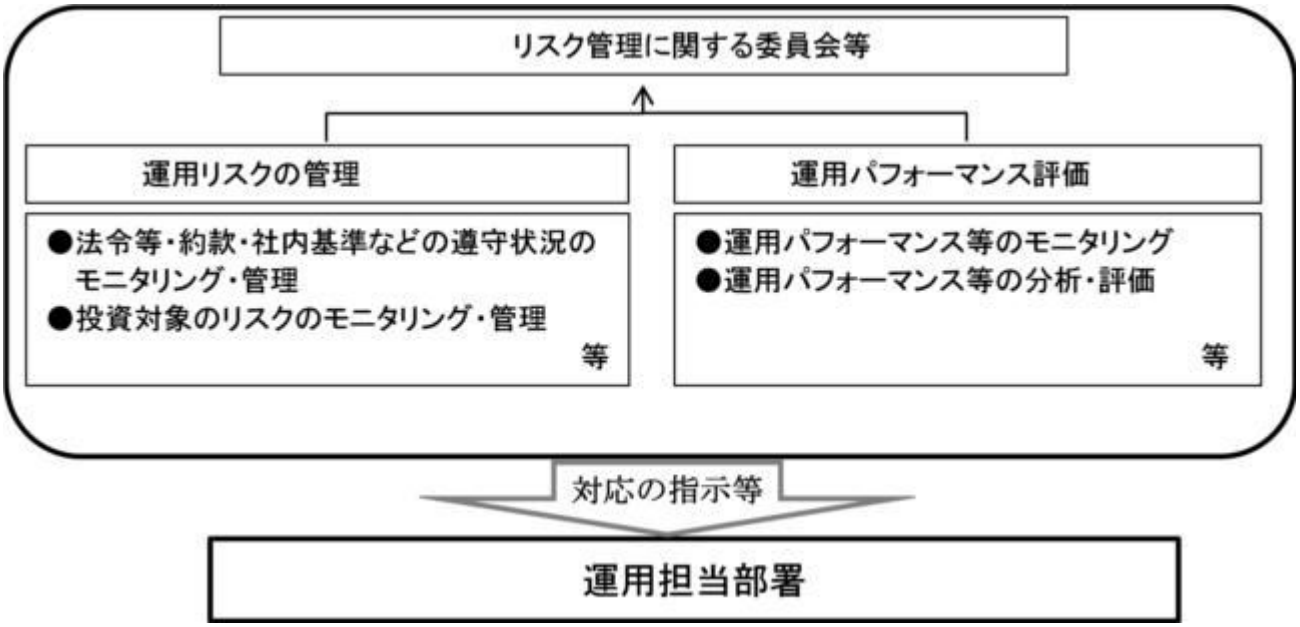


※ リスク管理体制は2019年5月31日現在のものであり、今後変更となる場合があります。

＜参考情報＞

**ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移**

2014年6月 ～ 2019年5月

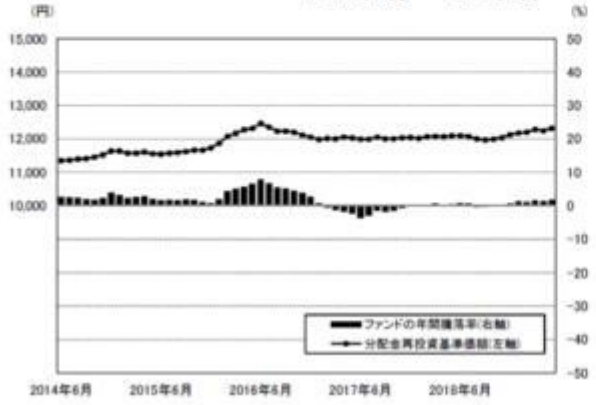


＊分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算していますので、実際の基準価額とは異なる場合があります。（以下同じ。）
＊年間騰落率（各月末時点について1年前と比較したもの）は、分配金再投資基準価額をもとに計算していますので、基準価額をもとに計算した騰落率とは異なる場合があります。

**ファンドと他の代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較**

2014年6月 ～ 2019年5月

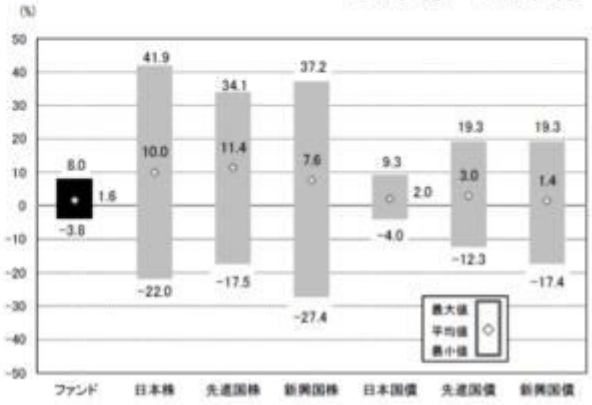


＊上記は、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、2014年6月～2019年5月の5年間における年間騰落率（各月末時点について1年前と比較したもの）の平均・最大・最小を表示したものです。
＊当ファンドの年間騰落率は、分配金再投資基準価額をもとに計算していますので、基準価額をもとに計算した騰落率とは異なる場合があります。
＊代表的な資産クラスは比較対象として記載しているため、当ファンドの投資対象とは限りません。

＊各資産クラスの指数
日　本　株…東証株価指数（TOPIX）（配当込み）
先進国株…MSCIコクサイ・インデックス（配当込み、円ベース）
新興国株…MSCIエマージング・マーケット・インデックス（配当込み、円ベース）
日本国債…NOMURA-BPI国債
先進国債…FTSE世界国債インデックス（除く日本、円ベース）
新興国債…JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド（円ベース）
（注）海外の指数は為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

●「東証株価指数（TOPIX）」は、東京証券取引所第一部に上場されているすべての株式の時価総額を指数化したものです。同指数は、株式会社東京証券取引所（㈱東京証券取引所）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、㈱東京証券取引所が有しています。
●「MSCIコクサイ・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の主要先進国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
●「MSCIエマージング・マーケット・インデックス」は、MSCI Inc.が開発した株価指数で、新興国の株価指数を、各国の株式時価総額をベースに合成したものです。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCI Inc.に帰属します。また、MSCI Inc.は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。
●「NOMURA-BPI国債」は、野村證券株式会社が国内で発行された公募利付国債の市場全体の動向を表すために開発した投資収益指数です。同指数の知的財産権その他一切の権利は野村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社は、同指数の正確性、完全性、信頼性、有用性を保証するものではなく、ファンドの運用成果等に関して一切責任を負いません。
●「FTSE世界国債インデックス（除く日本）」は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数はFTSE Fixed Income LLCの知的財産であり、指数に関するすべての権利はFTSE Fixed Income LLCが有しています。
●「JPモルガンGBI-EMグローバル・ディバーシファイド」は、J.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーが公表している新興国の現地通貨建ての国債で構成されている時価総額加重平均指数です。同指数に関する著作権等の知的財産その他一切の権利はJ.P.モルガン・セキュリティーズ・エルエルシーに帰属します。また、同社は同指数の内容を変更する権利および公表を停止する権利を有しています。

## 4【手数料等及び税金】

### （1）【申込手数料】

ありません。

### （2）【換金（解約）手数料】

ありません。

### （3）【信託報酬等】

① 当ファンドの信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年0.2052%＊（税抜0.19%）の率を乗じて得た額とします。

＊消費税率が10%になった場合は、年率0.209%となります。

信託報酬の配分（税抜）については、以下の通りとします。

| 委託会社 | 販売会社 | 受託会社 |
|---|---|---|
| 0.15% | 0.01% | 0.03% |

② 信託報酬は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支弁するものとします。なお、信託報酬にかかる消費税ならびに地方消費税に相当する金額（以下「消費税等相当額」といいます。）を信託報酬支弁の時に信託財産中から支弁します。

※信託報酬＝運用期間中の基準価額×信託報酬率

＜信託報酬等を対価とする役務の内容＞

| | |
|---|---|
| 委託会社 | 信託財産の運用、目論見書等各種書類の作成、基準価額の算出等の対価 |
| 販売会社 | 購入後の情報提供、交付運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理等の対価 |
| 受託会社 | 運用財産の保管・管理、委託会社からの運用指図の実行等の対価 |

（４）【その他の手数料等】

① 信託財産に関する租税、特定資産の価格等の調査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産の財務諸表の監査に要する費用および当該費用にかかる消費税等相当額、外国における資産の保管等に要する費用、受託会社の立替えた立替金の利息および資金の借入れを行った際の当該借入金の利息は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。なお、信託財産の財務諸表の監査に要する費用は、毎日計上（ファンドの基準価額に反映）され、当該費用にかかる消費税等相当額とともに毎計算期間の最初の６ヵ月終了日および毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支弁します。

② 当ファンドの組入有価証券の売買時の売買委託手数料、先物・オプション取引等に要する費用およびこれら手数料ならびに費用にかかる消費税等相当額は、受益者の負担とし、信託財産中から支弁します。

③ 上記①、②の手数料等（借入金の利息および財務諸表の監査に要する費用を除きます。）については、当ファンドが投資対象とするマザーファンドにおいて発生する場合、マザーファンドの信託財産中から支弁されます。これらはマザーファンドの基準価額に反映されるため、結果として当ファンドの受益者が間接的に負担することとなります。

（５）【課税上の取扱い】

◇ 当ファンドは、課税上「株式投資信託」として取扱われます。

**○ 個人の受益者に対する課税**

**① 収益分配時**

**収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、配当所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率で源泉徴収による申告不要制度が適用されます。なお、確定申告により、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用なし）のいずれかを選択することもできます。**

**詳しくは、販売会社にお問い合わせください。**

**② 解約時および償還時**

**解約時および償還時の差益（譲渡益）※については、譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率での申告分離課税が適用されます。**

**原則として確定申告が必要ですが、特定口座（源泉徴収口座）を利用する場合、20.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。）および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われます。**

**※ 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を含みます。）を控除した利益。**

**買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。**

**③ 損益通算について**

**解約（換金）時および償還時の差損(譲渡損)については、確定申告を行うことにより上場株式等（上場株式、上場投資信託（ETF）、上場不動産投資信託（REIT）、公募株式投資信託および特定公社債等（公募公社債投資信託を含みます。）など。以下同じ。）の譲渡益ならびに上場株式等の配当所得および利子所得の金額（配当所得については申告分離課税を選択したものに限ります。）との損益通算ならびに3年間の繰越控除の対象とすることができます。また、特定口座（源泉徴収口座）をご利用の場合、その口座内において損益通算を行います（確定申告不要）。詳しくは販売会社にお問い合わせください。**

**○ 法人の受益者に対する課税**

**収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315%（所得税15.315%（復興特別所得税を含みます。））の税率による源泉徴収が行われます。なお、地方税の源泉徴収は行われません。**

**買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。**

**なお、益金不算入制度の適用はありません。**

**※上記は、2019年5月末現在のものです。税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になる場合があります。**

**※課税上の取扱いの詳細については税務専門家等にご確認されることをお勧めします。**

**◇ 個別元本方式について**

**受益者毎の信託時の受益権の価額等を当該受益者の元本とする個別元本方式は次のとおりです。**

**＜個別元本について＞**

**① 受益者毎の信託時の受益権の価額等（申込手数料および当該申込手数料にかかる消費税等に相当する金額は含まれません。）が当該受益者の元本（個別元本）にあたります。**

② 受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行うつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドの受益権を複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドの受益権を取得する場合は当該支店等毎に、「分配金受取コース」と「分配金再投資コース」の両コースで同一ファンドの受益権を取得する場合はコース別に個別元本の算出が行われる場合があります。

③ 収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。（「元本払戻金（特別分配金）」については、下記の＜収益分配金の課税について＞を参照。）

＜収益分配金の課税について＞

収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金（特別分配金）」（受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分）の区分があります。

収益分配の際、①当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、②当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金（特別分配金）となり、当該収益分配金から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が普通分配金となります。

なお、収益分配金に元本払戻金（特別分配金）が含まれる場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金（特別分配金）を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

※ 税法が改正された場合等は、上記内容が変更になることがあります。

## 5【運用状況】

以下の運用状況は令和 1年 5月31日現在です。
投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率をいいます。なお、小数点第３位を切捨てており、端数調整は行っておりません。

### （１）【投資状況】

**ＭＨＡＭ日本債券インデックスファンド（ファンドラップ）**

| 資産の種類 | 国／地域 | 時価合計（円） | 投資比率（％） |
|---|---|---|---|
| 親投資信託受益証券 | 日本 | 76,373,718,943 | 99.99 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | ― | 1,569,252 | 0.00 |
| 合計(純資産総額) | | 76,375,288,195 | 100.00 |

**（参考）ＭＨＡＭ日本債券インデックスマザーファンド**

| 資産の種類 | 国／地域 | 時価合計（円） | 投資比率（％） |
|---|---|---|---|

| | | | |
|---|---|---|---|
| 国債証券 | 日本 | 130,799,026,450 | 85.14 |
| 地方債証券 | 日本 | 7,910,578,622 | 5.14 |
| 特殊債券 | 日本 | 8,726,694,455 | 5.68 |
| 社債券 | 日本 | 5,114,136,600 | 3.32 |
| | フランス | 300,689,000 | 0.19 |
| | 小計 | 5,414,825,600 | 3.52 |
| 現金・預金・その他の資産(負債控除後) | ― | 773,082,260 | 0.50 |
| 合計(純資産総額) | | 153,624,207,387 | 100.00 |

## （２）【投資資産】

### ①【投資有価証券の主要銘柄】

**ＭＨＡＭ日本債券インデックスファンド（ファンドラップ）**

**イ.評価額上位銘柄明細**

| 順位 | 国／地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量又は額面総額 | 帳簿価額 単価 (円) | 帳簿価額 金額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 金額 (円) | 投資比率 (%) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 日本 | 親投資信託受益証券 | ＭＨＡＭ日本債券インデックスマザーファンド | 60,633,311,324 | 1.2534 | 75,997,948,938 | 1.2596 | 76,373,718,943 | 99.99 |

**ロ.種類別投資比率**

| 種類 | 国内／外国 | 投資比率（%） |
|---|---|---|
| 親投資信託受益証券 | 国内 | 99.99 |
| 合計 | | 99.99 |

**（参考）ＭＨＡＭ日本債券インデックスマザーファンド**

**イ.評価額上位銘柄明細**

| 順位 | 国／地域 | 種類 | 銘柄名 | 数量又は額面総額 | 帳簿価額 単価 (円) | 帳簿価額 金額 (円) | 評価額 単価 (円) | 評価額 金額 (円) | 利率 (%) | 償還期限 | 投資比率 (%) |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 日本 | 国債証券 | 第１２９回利付国債（５年） | 1,560,000,000 | 100.62 | 1,569,812,400 | 100.65 | 1,570,249,200 | 0.1 | 2021年 9月20日 | 1.02 |
| 2 | 日本 | 国債証券 | 第３５０回利付国債（１０年） | 1,520,000,000 | 101.83 | 1,547,861,600 | 102.18 | 1,553,166,400 | 0.1 | 2028年 3月20日 | 1.01 |
| 3 | 日本 | 国債証券 | 第３３３回利付国債（１０年） | 1,480,000,000 | 103.77 | 1,535,870,000 | 103.87 | 1,537,305,600 | 0.6 | 2024年 3月20日 | 1.00 |
| 4 | 日本 | 国債証券 | 第３２５回利付国債（１０年） | 1,480,000,000 | 103.28 | 1,528,603,200 | 103.32 | 1,529,136,000 | 0.8 | 2022年 9月20日 | 0.99 |
| 5 | 日本 | 国債証券 | 第３２９回利付国債（１０年） | 1,430,000,000 | 104.01 | 1,487,471,700 | 104.07 | 1,488,329,700 | 0.8 | 2023年 6月20日 | 0.96 |
| 6 | 日本 | 国債証券 | 第３３２回利付国債（１０年） | 1,420,000,000 | 103.58 | 1,470,864,400 | 103.67 | 1,472,128,200 | 0.6 | 2023年12月20日 | 0.95 |
| 7 | 日本 | 国債証券 | 第３３４回利付国債（１０年） | 1,410,000,000 | 103.97 | 1,466,019,300 | 104.07 | 1,467,499,800 | 0.6 | 2024年 6月20日 | 0.95 |

| | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| 8 | 日本 | 国債証券 | 第３２８回利付国債（１０年） | 1,390,000,000 | 102.99 | 1,431,616,600 | 103.05 | 1,432,506,200 | 0.6 | 2023年 3月20日 | 0.93 |
| 9 | 日本 | 国債証券 | 第３４２回利付国債（１０年） | 1,400,000,000 | 101.83 | 1,425,746,000 | 102.06 | 1,428,924,000 | 0.1 | 2026年 3月20日 | 0.93 |
| 10 | 日本 | 国債証券 | 第１３５回利付国債（５年） | 1,410,000,000 | 101.06 | 1,425,072,900 | 101.14 | 1,426,172,700 | 0.1 | 2023年 3月20日 | 0.92 |
| 11 | 日本 | 国債証券 | 第３３９回利付国債（１０年） | 1,370,000,000 | 103.52 | 1,418,251,400 | 103.67 | 1,420,306,400 | 0.4 | 2025年 6月20日 | 0.92 |
| 12 | 日本 | 国債証券 | 第３４３回利付国債（１０年） | 1,390,000,000 | 101.87 | 1,416,006,900 | 102.14 | 1,419,801,600 | 0.1 | 2026年 6月20日 | 0.92 |
| 13 | 日本 | 国債証券 | 第１３４回利付国債（５年） | 1,390,000,000 | 101.00 | 1,403,900,000 | 101.07 | 1,404,886,900 | 0.1 | 2022年12月20日 | 0.91 |
| 14 | 日本 | 国債証券 | 第３２０回利付国債（１０年） | 1,360,000,000 | 103.06 | 1,401,629,600 | 103.03 | 1,401,248,800 | 1 | 2021年12月20日 | 0.91 |
| 15 | 日本 | 国債証券 | 第１３３回利付国債（５年） | 1,360,000,000 | 100.93 | 1,372,661,600 | 100.99 | 1,373,545,600 | 0.1 | 2022年 9月20日 | 0.89 |
| 16 | 日本 | 国債証券 | 第１２６回利付国債（５年） | 1,360,000,000 | 100.42 | 1,365,834,400 | 100.42 | 1,365,793,600 | 0.1 | 2020年12月20日 | 0.88 |
| 17 | 日本 | 国債証券 | 第３４０回利付国債（１０年） | 1,310,000,000 | 103.63 | 1,357,618,500 | 103.82 | 1,360,133,700 | 0.4 | 2025年 9月20日 | 0.88 |
| 18 | 日本 | 国債証券 | 第１３１回利付国債（５年） | 1,340,000,000 | 100.76 | 1,350,210,800 | 100.82 | 1,351,095,200 | 0.1 | 2022年 3月20日 | 0.87 |
| 19 | 日本 | 国債証券 | 第３４４回利付国債（１０年） | 1,310,000,000 | 101.90 | 1,334,890,000 | 102.18 | 1,338,610,400 | 0.1 | 2026年 9月20日 | 0.87 |
| 20 | 日本 | 国債証券 | 第３３５回利付国債（１０年） | 1,270,000,000 | 103.62 | 1,316,088,300 | 103.74 | 1,317,599,600 | 0.5 | 2024年 9月20日 | 0.85 |
| 21 | 日本 | 国債証券 | 第３１２回利付国債（１０年） | 1,290,000,000 | 102.21 | 1,318,534,800 | 102.12 | 1,317,425,400 | 1.2 | 2020年12月20日 | 0.85 |
| 22 | 日本 | 国債証券 | 第３４１回利付国債（１０年） | 1,260,000,000 | 103.11 | 1,299,186,000 | 103.31 | 1,301,794,200 | 0.3 | 2025年12月20日 | 0.84 |
| 23 | 日本 | 国債証券 | 第１２８回利付国債（５年） | 1,280,000,000 | 100.56 | 1,287,193,600 | 100.57 | 1,287,360,000 | 0.1 | 2021年 6月20日 | 0.83 |
| 24 | 日本 | 国債証券 | 第３２７回利付国債（１０年） | 1,220,000,000 | 103.52 | 1,263,053,800 | 103.57 | 1,263,590,600 | 0.8 | 2022年12月20日 | 0.82 |
| 25 | 日本 | 国債証券 | 第３３８回利付国債（１０年） | 1,220,000,000 | 103.37 | 1,261,175,000 | 103.51 | 1,262,907,400 | 0.4 | 2025年 3月20日 | 0.82 |
| 26 | 日本 | 国債証券 | 第１３０回利付国債（５年） | 1,250,000,000 | 100.69 | 1,258,700,000 | 100.74 | 1,259,275,000 | 0.1 | 2021年12月20日 | 0.81 |
| 27 | 日本 | 国債証券 | 第３４７回利付国債（１０年） | 1,220,000,000 | 101.92 | 1,243,521,600 | 102.24 | 1,247,376,800 | 0.1 | 2027年 6月20日 | 0.81 |
| 28 | 日本 | 国債証券 | 第１２５回利付国債（５年） | 1,230,000,000 | 100.36 | 1,234,464,900 | 100.35 | 1,234,317,300 | 0.1 | 2020年 9月20日 | 0.80 |
| 29 | 日本 | 国債証券 | 第３４６回利付国債（１０年） | 1,160,000,000 | 101.94 | 1,182,596,800 | 102.21 | 1,185,670,800 | 0.1 | 2027年 3月20日 | 0.77 |
| 30 | 日本 | 国債証券 | 第３４９回利付国債（１０年） | 1,160,000,000 | 101.87 | 1,181,703,600 | 102.20 | 1,185,612,800 | 0.1 | 2027年12月20日 | 0.77 |

### ロ.種類別投資比率

| 種類 | 国内／外国 | 投資比率（%） |
|---|---|---|
| 国債証券 | 国内 | 85.14 |
| 地方債証券 | 国内 | 5.14 |
| 特殊債券 | 国内 | 5.68 |
| 社債券 | 国内 | 3.32 |
| | 外国 | 0.19 |
| 合計 | | 99.49 |

**②【投資不動産物件】**

**ＭＨＡＭ日本債券インデックスファンド（ファンドラップ）**

該当事項はありません。

**（参考）ＭＨＡＭ日本債券インデックスマザーファンド**

該当事項はありません。

**③【その他投資資産の主要なもの】**

**ＭＨＡＭ日本債券インデックスファンド（ファンドラップ）**

該当事項はありません。

**（参考）ＭＨＡＭ日本債券インデックスマザーファンド**

該当事項はありません。

**（３）【運用実績】**

**①【純資産の推移】**

**ＭＨＡＭ日本債券インデックスファンド（ファンドラップ）**

令和1年5月末日及び同日前１年以内における各月末ならびに下記決算期末の純資産の推移は次の通りです。

| 期別 | 純資産総額（百万円） | | 1口当たり純資産額（円） | |
|---|---|---|---|---|
| | （分配落） | （分配付） | （分配落） | （分配付） |
| 第2計算期間末　(平成22年 5月10日) | 5,099 | 5,099 | 1.0558 | 1.0558 |
| 第3計算期間末　(平成23年 5月 9日) | 5,003 | 5,003 | 1.0707 | 1.0707 |
| 第4計算期間末　(平成24年 5月 8日) | 4,660 | 4,660 | 1.0949 | 1.0949 |
| 第5計算期間末　(平成25年 5月 8日) | 4,307 | 4,307 | 1.1190 | 1.1190 |
| 第6計算期間末　(平成26年 5月 8日) | 4,347 | 4,347 | 1.1303 | 1.1303 |
| 第7計算期間末　(平成27年 5月 8日) | 38,433 | 38,433 | 1.1542 | 1.1542 |
| 第8計算期間末　(平成28年 5月 9日) | 71,483 | 71,483 | 1.2319 | 1.2319 |
| 第9計算期間末　(平成29年 5月 8日) | 70,363 | 70,363 | 1.2035 | 1.2035 |
| 第10計算期間末　(平成30年 5月 8日) | 79,402 | 79,402 | 1.2078 | 1.2078 |
| 第11計算期間末　(令和 1年 5月 8日) | 76,535 | 76,535 | 1.2259 | 1.2259 |
| 平成30年 5月末日 | 80,188 | — | 1.2094 | — |
| 6月末日 | 80,499 | — | 1.2097 | — |
| 7月末日 | 81,108 | — | 1.2073 | — |
| 8月末日 | 80,791 | — | 1.2005 | — |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 9月末日 | 79,915 | — | 1.1974 | — |
| 10月末日 | 79,665 | — | 1.1993 | — |
| 11月末日 | 75,899 | — | 1.2041 | — |
| 12月末日 | 76,546 | — | 1.2127 | — |
| 平成31年 1月末日 | 76,927 | — | 1.2176 | — |
| 2月末日 | 76,681 | — | 1.2200 | — |
| 3月末日 | 77,176 | — | 1.2284 | — |
| 4月末日 | 76,376 | — | 1.2242 | — |
| 令和 1年 5月末日 | 76,375 | — | 1.2317 | — |

（注）表中の末日とは当該月の最終営業日を指します。

②【分配の推移】

MHAM日本債券インデックスファンド（ファンドラップ）

| 期 | 計算期間 | 1口当たりの分配金（円） |
|---|---|---|
| 第2計算期間 | 平成21年 5月 9日～平成22年 5月10日 | 0.0000 |
| 第3計算期間 | 平成22年 5月11日～平成23年 5月 9日 | 0.0000 |
| 第4計算期間 | 平成23年 5月10日～平成24年 5月 8日 | 0.0000 |
| 第5計算期間 | 平成24年 5月 9日～平成25年 5月 8日 | 0.0000 |
| 第6計算期間 | 平成25年 5月 9日～平成26年 5月 8日 | 0.0000 |
| 第7計算期間 | 平成26年 5月 9日～平成27年 5月 8日 | 0.0000 |
| 第8計算期間 | 平成27年 5月 9日～平成28年 5月 9日 | 0.0000 |
| 第9計算期間 | 平成28年 5月10日～平成29年 5月 8日 | 0.0000 |
| 第10計算期間 | 平成29年 5月 9日～平成30年 5月 8日 | 0.0000 |
| 第11計算期間 | 平成30年 5月 9日～令和 1年 5月 8日 | 0.0000 |

③【収益率の推移】

MHAM日本債券インデックスファンド（ファンドラップ）

| 期 | 計算期間 | 収益率（%） |
|---|---|---|
| 第2計算期間 | 平成21年 5月 9日～平成22年 5月10日 | 2.43 |
| 第3計算期間 | 平成22年 5月11日～平成23年 5月 9日 | 1.41 |
| 第4計算期間 | 平成23年 5月10日～平成24年 5月 8日 | 2.26 |
| 第5計算期間 | 平成24年 5月 9日～平成25年 5月 8日 | 2.20 |
| 第6計算期間 | 平成25年 5月 9日～平成26年 5月 8日 | 1.01 |
| 第7計算期間 | 平成26年 5月 9日～平成27年 5月 8日 | 2.11 |
| 第8計算期間 | 平成27年 5月 9日～平成28年 5月 9日 | 6.73 |
| 第9計算期間 | 平成28年 5月10日～平成29年 5月 8日 | △2.31 |
| 第10計算期間 | 平成29年 5月 9日～平成30年 5月 8日 | 0.36 |

| | | |
|---|---|---|
| 第11計算期間 | 平成30年 5月 9日～令和 1年 5月 8日 | 1.50 |

（注１）収益率は期間騰落率。

（注２）小数点第３位四捨五入。

（４）【設定及び解約の実績】

MHAM日本債券インデックスファンド（ファンドラップ）

| 期 | 計算期間 | 設定口数（口） | 解約口数（口） | 発行済み口数（口） |
|---|---|---|---|---|
| 第2計算期間 | 平成21年 5月 9日～平成22年 5月10日 | 4,945,062,440 | 1,241,893,656 | 4,830,331,647 |
| 第3計算期間 | 平成22年 5月11日～平成23年 5月 9日 | 2,144,635,570 | 2,301,336,375 | 4,673,630,842 |
| 第4計算期間 | 平成23年 5月10日～平成24年 5月 8日 | 1,793,763,700 | 2,210,492,621 | 4,256,901,921 |
| 第5計算期間 | 平成24年 5月 9日～平成25年 5月 8日 | 2,626,601,145 | 3,033,823,546 | 3,849,679,520 |
| 第6計算期間 | 平成25年 5月 9日～平成26年 5月 8日 | 1,424,836,053 | 1,427,919,985 | 3,846,595,588 |
| 第7計算期間 | 平成26年 5月 9日～平成27年 5月 8日 | 31,094,719,250 | 1,643,977,886 | 33,297,336,952 |
| 第8計算期間 | 平成27年 5月 9日～平成28年 5月 9日 | 38,780,927,836 | 14,051,424,909 | 58,026,839,879 |
| 第9計算期間 | 平成28年 5月10日～平成29年 5月 8日 | 18,196,546,021 | 17,757,772,999 | 58,465,612,901 |
| 第10計算期間 | 平成29年 5月 9日～平成30年 5月 8日 | 19,284,274,377 | 12,007,326,608 | 65,742,560,670 |
| 第11計算期間 | 平成30年 5月 9日～令和 1年 5月 8日 | 9,285,612,352 | 12,597,234,515 | 62,430,938,507 |

≪参考情報≫

データの基準日：2019年5月31日

基準価額・純資産の推移 《2008年6月3日～2019年5月31日》

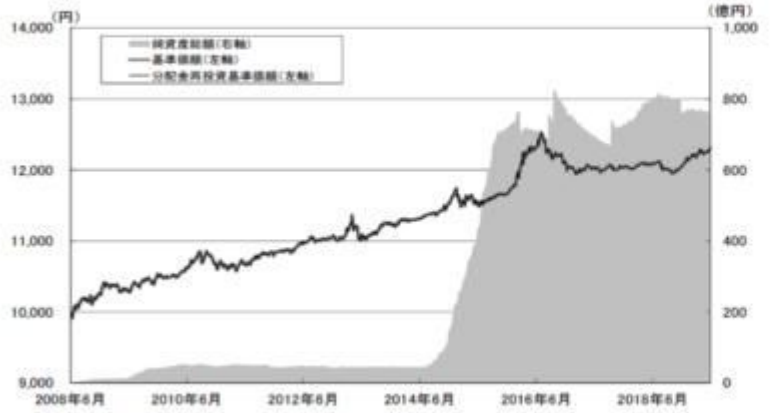


※基準価額は1万口当たり·信託報酬控除後の価額です。
※分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なります。(設定日：2008年6月3日)

分配の推移（税引前）

| | |
|---|---|
| 2019年5月 | 0円 |
| 2018年5月 | 0円 |
| 2017年5月 | 0円 |
| 2016年5月 | 0円 |
| 2015年5月 | 0円 |
| 設定来累計 | 0円 |

※分配金は1万口当たりです。

## 主要な資産の状況

■組入銘柄　※比率(%)は、純資産総額に対する当該資産の時価比率(小数点第二位四捨五入)です。

| 順位 | 銘柄名 | 比率(%) |
|---|---|---|
| 1 | MHAM日本債券インデックスマザーファンド | 100.0 |

■MHAM日本債券インデックスマザーファンド
※比率(%)は、当該マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価比率(小数点第二位四捨五入)です。資産の種類の内書は、国/地域を表します。

資産の状況

| 資産の種類 | | 比率(%) |
|---|---|---|
| 国債証券 | | 85.1 |
| | 内 日本 | 85.1 |
| 地方債証券 | | 5.1 |
| | 内 日本 | 5.1 |
| 特殊債券 | | 5.7 |
| | 内 日本 | 5.7 |
| 社債券 | | 3.5 |
| | 内 日本 | 3.3 |
| | 内 フランス | 0.2 |
| コール・ローン、その他の資産(負債控除後) | | 0.5 |
| 合計(純資産総額) | | 100.0 |

組入上位10銘柄

| 順位 | 銘柄名 | 種類 | 国/地域 | 利率(%) | 償還期限 | 比率(%) |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 1 | 第129回利付国債(5年) | 国債証券 | 日本 | 0.1 | 2021年9月20日 | 1.0 |
| 2 | 第350回利付国債(10年) | 国債証券 | 日本 | 0.1 | 2028年3月20日 | 1.0 |
| 3 | 第333回利付国債(10年) | 国債証券 | 日本 | 0.6 | 2024年3月20日 | 1.0 |
| 4 | 第325回利付国債(10年) | 国債証券 | 日本 | 0.8 | 2022年9月20日 | 1.0 |
| 5 | 第329回利付国債(10年) | 国債証券 | 日本 | 0.8 | 2023年6月20日 | 1.0 |
| 6 | 第332回利付国債(10年) | 国債証券 | 日本 | 0.6 | 2023年12月20日 | 1.0 |
| 7 | 第334回利付国債(10年) | 国債証券 | 日本 | 0.6 | 2024年6月20日 | 1.0 |
| 8 | 第328回利付国債(10年) | 国債証券 | 日本 | 0.6 | 2023年3月20日 | 0.9 |
| 9 | 第342回利付国債(10年) | 国債証券 | 日本 | 0.1 | 2026年3月20日 | 0.9 |
| 10 | 第135回利付国債(5年) | 国債証券 | 日本 | 0.1 | 2023年3月20日 | 0.9 |

## 年間収益率の推移（暦年ベース）

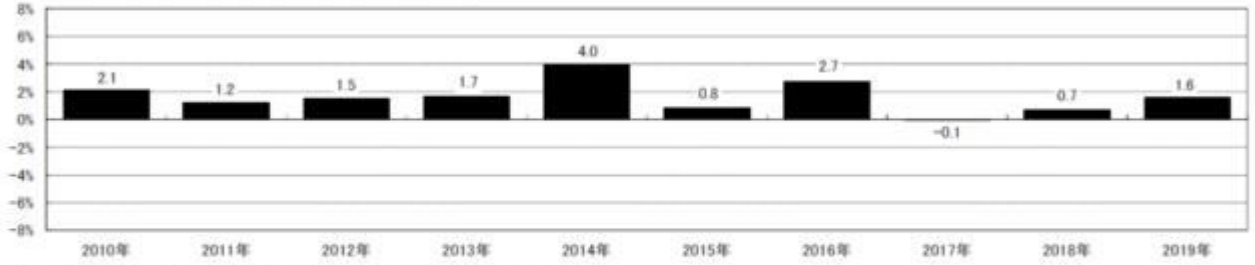


※年間収益率は、分配金再投資基準価額をもとに計算したものです。
※2019年については年初から基準日までの収益率を表示しています。

○掲載データ等はあくまでも過去の実績であり、将来の運用成果を示唆、保証するものではありません。
○委託会社のホームページ等で運用状況が開示されている場合があります。

## 第２【管理及び運営】

### １【申込（販売）手続等】

**(1) 当ファンドのお申込みは、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後２時までにお買付けのお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みといたします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については翌営業日のお取扱いとなります。**

**(2) 取得申込者は販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行うための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録が行われます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者にかかる口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。**

**(3) お申込みには、収益の分配がなされた場合に分配金を受領する「分配金受取コース」と、分配金は原則として税金を差し引いた後、自動的に無手数料で再投資される「分配金再投資コース」の２つの申込方法があります。ただし、販売会社によっては、どちらか一方のコースのみのお取扱いとなる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。なお、有価証券届出書提出日現在、「分配金受取コー**

ス」を取扱う販売会社はありません。

(4) 申込単位は、各販売会社が定める単位とします。申込単位については、販売会社にお問い合わせください。

(5) 取得申込者と販売会社との間であらかじめ決められた一定の金額を一定期間毎に定時定額購入（積立）をすることができる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

(6) 取得申込みにかかる受益権の価額は、取得申込日の基準価額とします。

(7) 収益分配金の再投資に関する契約に基づき、収益分配金を再投資する際は、1口単位で購入できるものとします。なお、その際の受益権の価額は、原則として各計算期間終了日の基準価額とします。

(8)取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、販売会社は、受益権の取得申込みの受付けを中止すること、およびすでに受け付けた取得申込みの受付けを取り消すことができます。

## 2【換金（解約）手続等】

(1) 受益者は自己に帰属する受益権につき、委託会社に各販売会社が定める単位をもって解約を請求することができます。

※　解約単位は、販売会社にお問い合わせください。

(2) 解約の請求を行う受益者は、振替制度に係る口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求にかかるこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引換えに、当該一部解約にかかる受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。なお、解約の請求を受益者が行う際は、販売会社に対し振替受益権をもって行うものとします。

(3) 解約請求の受付けについては、原則として委託会社および販売会社の営業日の午後２時までに解約のお申込みが行われ、かつ当該お申込みの受付けにかかる販売会社の所定の事務手続きが完了したものを当日分のお申込みとします。この時間を過ぎてのお申込みおよび所定の事務手続き完了分については、翌営業日のお取扱いとなります。

(4) 解約の価額は、解約請求受付日の基準価額とします。詳しくは、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。

| 照会先の名称 | 電話番号※ |
|---|---|
| アセットマネジメントOne株式会社 | 0120-104-694 |

※　電話によるお問い合わせは、営業日の午前９時～午後５時までとさせていただきます。（以下同じ。）

(5) 解約代金は、受益者の請求を受け付けた日から起算して、原則として、４営業日目から販売会社において受益者に支払われます。

(6) 信託財産の資金管理を円滑に行うために大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

(7) 委託会社は、取引所における取引の停止、決済機能の停止、その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付けを中止すること、およびすでに受け付けた一部解約の実行の請求の受付けを取り消すことができます。この場合、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。

ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受け付けたものとして、前記(4)の規定に準じた価額とします。

## 3【資産管理等の概要】

### （1）【資産の評価】

① 基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券および借入有価証券を除きます。)を法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(「純資産総額」といいます。)を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

＜主な投資対象の時価評価方法の原則＞

| 投資対象 | 評価方法 |
|---|---|
| マザーファンド受益証券 | 計算日の基準価額 |
| 公社債等 | 計算日における以下のいずれかの価額<br>・日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）<br>・金融商品取引業者、銀行などの提示する価額（売り気配相場を除きます。）<br>・価格情報会社の提供する価額 |

② 当ファンドの基準価額は、委託会社の毎営業日(土曜日、日曜日、「国民の祝日に関する法律」に定める休日ならびに12月31日、１月２日および１月３日以外の日とします。)に計算されます。基準価額については、販売会社または委託会社にお問い合わせください。なお、委託会社に対する照会は下記においてできます。基準価額は１万口単位で表示されたものが発表されます。

| 照会先の名称 | ホームページアドレス | 電話番号 |
|---|---|---|
| アセットマネジメントOne株式会社 | http://www.am-one.co.jp/ | 0120-104-694 |

### （2）【保管】

該当事項はありません。

### （3）【信託期間】

2008年６月３日から無期限とします。

### （4）【計算期間】

原則として毎年５月９日から翌年５月８日までとします。ただし、第１計算期間は、2008年６月３日から2009年５月８日までとします。なお、計算期間終了日に該当する日（以下「当該日」といいます。）が休業日のとき、計算期間終了日は、当該日の翌日以降の最初の営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。

### （5）【その他】

① 信託契約の解約

１．委託会社は、次のいずれかに該当する場合、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させることがあります。この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決

**議」といいます。）を行います。ただし、当該信託契約の解約についての委託会社による提案につき、この信託契約に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには書面決議は行いません。また、信託財産の状況に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、書面決議の手続きを行うことが困難な場合にも書面決議は行いません。**

**ａ．この信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき。**

**ｂ．やむを得ない事情が発生したとき。**

**ｃ．信託契約の一部解約により、受益権の口数が10億口を下回ることとなるとき。**

**２．前記1.により信託契約を解約する場合には、委託会社はあらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。**

**３．委託会社は、次の事象が起きた場合、信託契約を解約し、信託を終了（繰上償還）させます。**

**ａ．委託会社が監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき。**

**ｂ．委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したとき、または業務を廃止したとき。ただし、監督官庁が、この信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引継ぐことを命じたときは、この信託は、「②信託約款の変更等」の書面決議が否決された場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。**

**ｃ．受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合において、委託会社が新受託会社を選任できないとき。**

**②　信託約款の変更等**

**１．委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することまたはこの信託と他の信託との併合（投資信託及び投資法人に関する法律第16条第2号に規定する「委託者指図型投資信託の併合」をいいます。以下同じ。）を行うことができるものとし、あらかじめ、変更または併合しようとする旨およびその内容を監督官庁に届け出ます。なお、この信託約款は「②信託約款の変更等」および「③書面決議」に定める以外の方法によって変更することができないものとします。**

**２．委託会社は、前記1.の事項（前記1.の変更事項にあっては、その変更の内容が重大なものに該当する場合に限り、前記１.の併合事項にあっては、その併合が受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものに該当する場合を除きます。以下、「重大な約款の変更等」といいます。）について、書面決議を行います。ただし、当該重大な約款の変更等についての委託会社による提案につき、この信託約款に係るすべての受益者が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときには書面決議は行いません。**

**３．この投資信託において併合の書面決議が可決された場合にあっても、当該併合にかかる一又は複数の他の投資信託において当該併合の書面決議が否決された場合は、当該他の投資信託との併合を行うことはできません。**

**４．委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記の規定にしたがいます。**

**③　書面決議**

**１．委託会社は、信託契約の解約または重大な約款の変更等に係る書面決議を行う場合には、あらかじめ、書面決議の日および当該決議の内容に応じて次の事項をそれぞれ定め、当該決議の日の2週間前までに、この信託契約または信託約款に係る知れている受益者に対し、書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発します。**

**ａ．信託契約の解約の場合　信託契約の解約の理由など**

**ｂ．重大な約款の変更等の場合　重大な約款の変更等の内容およびその理由など**

**２．書面決議において、受益者（委託会社およびこの信託の信託財産にこの信託の受益権が属するとき**

の当該受益権に係る受益者としての受託会社を除きます。以下この2.において同じ。）は受益権の口数に応じて議決権を有し、これを行使することができます。なお、知れている受益者が議決権を行使しないときは、当該知れている受益者は書面決議について賛成するものとみなします。

3．書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行います。

4．書面決議の効力は、この信託のすべての受益者に対してその効力を生じます。

5．この信託は、受益者が一部解約の実行の請求を行ったときは、委託会社が信託契約の一部の解約をすることにより当該請求に応じ、当該受益権の公正な価格が当該受益者に一部解約金として支払われることとなる委託者指図型投資信託に該当するため、信託契約の解約または重大な約款の変更等を行う場合において、投資信託及び投資法人に関する法律第18条第1項に定める反対受益者による受益権の買取請求の規定の適用を受けません。

④　委託会社の事業の譲渡および承継に伴なう取扱い

1．委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

2．委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴ない、この信託契約に関する事業を承継させることがあります。

⑤　関係法人との契約の更改ならびに受託会社の辞任または解任に伴なう取扱い

1．委託会社と販売会社との間の募集・販売等契約は、締結日から原則１年間とし、期間終了の３ヵ月前までに別段の意思表示のない時は、同一条件にて継続されます。

2．受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。また、受託会社がその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があるときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を申立てることができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、「② 信託約款の変更等」の規定にしたがい、新受託会社を選任します。なお、受益者は、上記によって行う場合を除き、受託会社を解任することはできないものとします。委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。

⑥　信託事務処理の再信託

受託会社は、当ファンドにかかる信託事務処理の一部について、資産管理サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託にかかる契約書類に基づいて所定の事務を行います。

⑦　公告

委託会社が受益者に対してする公告は、電子公告の方法により行い、次のアドレスに掲載します。

http://www.am-one.co.jp/

なお、電子公告による公告をすることができない事故その他やむを得ない事由が生じた場合の公告は、日本経済新聞に掲載します。

⑧　運用報告書

委託会社は、決算時および信託終了時に期中の運用経過のほか、信託財産の内容、有価証券売買状況などを記載した「運用報告書」を作成します。

・交付運用報告書は、販売会社を通じて交付いたします。

・運用報告書（全体版）は、次のアドレスに掲載します。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付の請求があった場合には、交付いたします。

http://www.am-one.co.jp/

## 4【受益者の権利等】

### (1) 収益分配金請求権

受益者は、委託会社の決定した収益分配金を、持ち分に応じて請求する権利を有します。

受益者が収益分配金支払開始日から5年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

収益分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（当該収益分配金にかかる決算日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

なお、「分配金再投資コース」により収益分配金を再投資する受益者に対しては、委託会社は受託会社から受けた収益分配金を、原則として毎計算期間終了日の翌営業日に販売会社に交付します。販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資にかかる受益権の売付を行います。再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

### (2) 償還金請求権

受益者は、持ち分に応じて償還金を請求する権利を有します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は、委託会社に帰属します。

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者（償還日以前において一部解約が行われた受益権にかかる受益者を除きます。また、当該償還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため、販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。）に、原則として償還日（休業日の場合は翌営業日）から起算して5営業日までにお支払いを開始します。

### (3) 一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、一部解約の実行の請求をすることができます。

### (4) 帳簿書類の閲覧・謄写の請求権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当該受益者にかかる信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

**第３【ファンドの経理状況】**

**ＭＨＡＭ日本債券インデックスファンド（ファンドラップ）**

**（１）当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。**
**なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。**

**（２）当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第11期計算期間の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人により監査を受けております。**

**１【財務諸表】**

## 【MHAM日本債券インデックスファンド（ファンドラップ）】

### （１）【貸借対照表】

（単位：円）

| | 第10期計算期間<br>(平成30年 5月 8日現在) | 第11期計算期間<br>(令和 1年 5月 8日現在) |
|---|---|---|
| 資産の部 | | |
| 流動資産 | | |
| コール・ローン | 141,321,914 | 116,918,241 |
| 親投資信託受益証券 | 79,401,921,487 | 76,535,144,216 |
| 未収入金 | 40,920,000 | 19,990,000 |
| 未収利息 | - | 63 |
| 流動資産合計 | 79,584,163,401 | 76,672,052,520 |
| 資産合計 | 79,584,163,401 | 76,672,052,520 |
| 負債の部 | | |
| 流動負債 | | |
| 未払解約金 | 104,726,838 | 57,622,024 |
| 未払受託者報酬 | 12,083,842 | 12,364,325 |
| 未払委託者報酬 | 64,447,049 | 65,943,012 |
| 未払利息 | 332 | - |
| その他未払費用 | 433,355 | 420,475 |
| 流動負債合計 | 181,691,416 | 136,349,836 |
| 負債合計 | 181,691,416 | 136,349,836 |
| 純資産の部 | | |
| 元本等 | | |
| 元本 | 65,742,560,670 | 62,430,938,507 |
| 剰余金 | | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 13,659,911,315 | 14,104,764,177 |
| （分配準備積立金） | 3,543,216,476 | 3,467,536,922 |
| 元本等合計 | 79,402,471,985 | 76,535,702,684 |
| 純資産合計 | 79,402,471,985 | 76,535,702,684 |
| 負債純資産合計 | 79,584,163,401 | 76,672,052,520 |

## （２）【損益及び剰余金計算書】

（単位：円）

| | 第10期計算期間<br>(自　平成29年 5月 9日<br>至　平成30年 5月 8日) | 第11期計算期間<br>(自　平成30年 5月 9日<br>至　令和 1年 5月 8日) |
|---|---|---|
| 営業収益 | | |
| 受取利息 | 52 | 317 |
| 有価証券売買等損益 | 415,144,128 | 1,281,402,729 |
| その他収益 | 169,932 | - |
| 営業収益合計 | 415,314,112 | 1,281,403,046 |
| 営業費用 | | |
| 支払利息 | 57,847 | 69,298 |
| 受託者報酬 | 23,440,098 | 25,475,642 |
| 委託者報酬 | 125,013,678 | 135,869,994 |
| その他費用 | 1,594,218 | 879,597 |
| 営業費用合計 | 150,105,841 | 162,294,531 |
| 営業利益又は営業損失（△） | 265,208,271 | 1,119,108,515 |
| 経常利益又は経常損失（△） | 265,208,271 | 1,119,108,515 |
| 当期純利益又は当期純損失（△） | 265,208,271 | 1,119,108,515 |
| 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解約に伴う当期純損失金額の分配額（△） | △6,665,606 | △102,485 |
| 期首剰余金又は期首欠損金（△） | 11,898,319,641 | 13,659,911,315 |
| 剰余金増加額又は欠損金減少額 | 3,932,420,400 | 1,941,451,238 |
| 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | - | - |
| 当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額 | 3,932,420,400 | 1,941,451,238 |
| 剰余金減少額又は欠損金増加額 | 2,442,702,603 | 2,615,809,376 |
| 当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | 2,442,702,603 | 2,615,809,376 |
| 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額 | - | - |
| 分配金 | - | - |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 13,659,911,315 | 14,104,764,177 |

**（３）【注記表】**

**（重要な会計方針に係る事項に関する注記）**

| 項目 | 第11期計算期間<br>(自 平成30年 5月 9日<br>至 令和 1年 5月 8日) |
|---|---|
| １有価証券の評価基準及び評価方法 | 親投資信託受益証券<br><br>基準価額で評価しております。 |
| ２収益・費用の計上基準 | 有価証券売買等損益<br><br>約定日基準で計上しております。 |

**（貸借対照表に関する注記）**

| 第10期計算期間<br>(平成30年 5月 8日現在) | 第11期計算期間<br>(令和 1年 5月 8日現在) |
|---|---|
| １　計算期間末日における受益権の総数<br>65,742,560,670口 | １　計算期間末日における受益権の総数<br>62,430,938,507口 |
| ２　計算期間末日における１単位当たりの純資産の額<br>１口当たり純資産の額　1.2078円<br>（1万口当たり純資産の額）　(12,078円) | ２　計算期間末日における１単位当たりの純資産の額<br>１口当たり純資産の額　1.2259円<br>（1万口当たり純資産の額）　(12,259円) |

**（損益及び剰余金計算書に関する注記）**

| 第10期計算期間<br>(自 平成29年 5月 9日<br>至 平成30年 5月 8日) | 第11期計算期間<br>(自 平成30年 5月 9日<br>至 令和 1年 5月 8日) |
|---|---|
| １分配金の計算過程<br><br>計算期間末における費用控除後の配当等収益(488,721,329円)、有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(10,116,694,839円)、分配準備積立金(3,054,495,147円)より、分配対象収益は13,659,911,315円(1万口当たり2,077円)でありますが、当期の収益分配金につきましては、見送りとなりました。 | １分配金の計算過程<br><br>計算期間末における費用控除後の配当等収益(548,543,812円)、有価証券売買等損益(0円)、収益調整金(10,637,227,255円)、分配準備積立金(2,918,993,110円)より、分配対象収益は14,104,764,177円(1万口当たり2,259円)でありますが、当期の収益分配金につきましては、見送りとなりました。 |

**（金融商品に関する注記）**

**1.金融商品の状況に関する事項**

| 項目 | 第10期計算期間<br>（自 平成29年 5月 9日<br>至 平成30年 5月 8日） | 第11期計算期間<br>（自 平成30年 5月 9日<br>至 令和 1年 5月 8日） |
|---|---|---|
| 1 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。 | 同左 |
| 2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。<br>なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。<br>これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。 | 同左 |
| 3 金融商品に係るリスク管理体制 | 運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。<br>リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。<br>なお、具体的には以下のリスクの管理を行っております。<br>①市場リスクの管理<br>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。<br>②信用リスクの管理<br>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。<br>③流動性リスクの管理<br>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。 | 同左 |

| 項目 | 第10期計算期間<br>(自 平成29年 5月 9日<br>至 平成30年 5月 8日) | 第11期計算期間<br>(自 平成30年 5月 9日<br>至 令和 1年 5月 8日) |
|---|---|---|
| 4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。<br>また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。 | 同左 |

## 2.金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | 第10期計算期間<br>(平成30年 5月 8日現在) | 第11期計算期間<br>(令和 1年 5月 8日現在) |
|---|---|---|
| 1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額 | 貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 | 同左 |
| 2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法 | (１)有価証券<br><br>親投資信託受益証券<br><br>原則として、親投資信託受益証券の基準価額で評価しております。<br><br>(２)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務<br><br>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 | (１)有価証券<br><br>親投資信託受益証券<br><br>同左<br><br>(２)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務<br><br>同左 |

（有価証券に関する注記）

① 売買目的有価証券

第10期計算期間(自 平成29年 5月 9日 至 平成30年 5月 8日)

| 種類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額（円） |
|---|---|
| 親投資信託受益証券 | 476,772,329 |
| 合計 | 476,772,329 |

第11期計算期間(自 平成30年 5月 9日 至 令和 1年 5月 8日)

| 種類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額（円） |
|---|---|
| 親投資信託受益証券 | 1,392,103,141 |
| 合計 | 1,392,103,141 |

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（関連当事者との取引に関する注記）

| 第10期計算期間<br>(自 平成29年 5月 9日<br>至 平成30年 5月 8日) | 第11期計算期間<br>(自 平成30年 5月 9日<br>至 令和 1年 5月 8日) |
|---|---|
| 市場価格その他当該取引に係る価格を勘案して、一般の取引条件と異なる関連当事者との取引は行われていないため、該当事項はありません。 | 同左 |

（その他の注記）

| 期別<br>項目 | 第10期計算期間<br>(平成30年 5月 8日現在) | 第11期計算期間<br>(令和 1年 5月 8日現在) |
|---|---|---|
| 期首元本額 | 58,465,612,901円 | 65,742,560,670円 |
| 期中追加設定元本額 | 19,284,274,377円 | 9,285,612,352円 |
| 期中一部解約元本額 | 12,007,326,608円 | 12,597,234,515円 |

（４）【附属明細表】

第１　有価証券明細表
(1)株式

該当事項はありません。

(2)株式以外の有価証券

（令和 1年 5月 8日現在）

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 口数 | 評価額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 親投資信託受益証券 | 日本・円 | ＭＨＡＭ日本債券インデックスマザーファンド | 61,057,155,338 | 76,535,144,216 | |
| | 小計 | 銘柄数：1 | 61,057,155,338 | 76,535,144,216 | |
| | | 組入時価比率：100.0% | | 100.0% | |
| 合計 | | | | 76,535,144,216 | |

（注１）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

（参考）

当ファンドは、「ＭＨＡＭ日本債券インデックスマザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同マザーファンドの受益証券です。なお、同マザーファンドの状況は次の通りです。

### ＭＨＡＭ日本債券インデックスマザーファンド

なお、以下に記載した情報は監査の対象外であります。

#### 貸借対照表

（単位：円）

| | （令和 1年 5月 8日現在） |
|---|---|
| 資産の部 | |
| 流動資産 | |
| コール・ローン | 275,889,604 |
| 国債証券 | 130,316,654,100 |
| 地方債証券 | 7,894,879,435 |
| 特殊債券 | 8,713,826,211 |
| 社債券 | 5,708,106,200 |
| 未収入金 | 200,639,000 |
| 未収利息 | 286,005,332 |
| 前払費用 | 8,583,825 |
| 流動資産合計 | 153,404,583,707 |
| 資産合計 | 153,404,583,707 |
| 負債の部 | |
| 流動負債 | |
| 未払解約金 | 19,990,000 |

| | （令和 1年 5月 8日現在） |
|---|---|
| 流動負債合計 | 19,990,000 |
| 負債合計 | 19,990,000 |
| 純資産の部 | |
| 元本等 | |
| 元本 | 122,368,202,545 |
| 剰余金 | |
| 期末剰余金又は期末欠損金（△） | 31,016,391,162 |
| 元本等合計 | 153,384,593,707 |
| 純資産合計 | 153,384,593,707 |
| 負債純資産合計 | 153,404,583,707 |

## 注記表

### （重要な会計方針に係る事項に関する注記）

| 項目 | （自 平成30年 5月 9日<br>至 令和 1年 5月 8日） |
|---|---|
| 1 有価証券の評価基準及び評価方法 | 国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券<br><br>原則として時価で評価しております。 |
| 2 収益・費用の計上基準 | 有価証券売買等損益及び派生商品取引等損益<br><br>約定日基準で計上しております。 |

### （貸借対照表に関する注記）

| 項目 | | （令和 1年 5月 8日現在） |
|---|---|---|
| 1 | 計算期間末日における受益権の総数 | 122,368,202,545口 |
| 2 | 計算期間末日における1単位当たりの純資産の額 | 1口当たり純資産の額　1.2535円<br>（1万口当たり純資産の額）　（12,535円） |

### （金融商品に関する注記）

#### 1.金融商品の状況に関する事項

| 項目 | (自 平成30年 5月 9日<br>至 令和 1年 5月 8日) |
|---|---|
| 1 金融商品に対する取組方針 | 当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律第2条第4項に定める投資を目的とする証券投資信託であり、証券投資信託約款および投資ガイドラインに基づいて運用しております。 |
| 2 金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク | 当ファンドが保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務であります。<br>なお、詳細は附属明細表をご参照下さい。<br>これらは、市場リスク（価格変動リスク、為替変動リスク、金利変動リスク）、信用リスク、及び流動性リスクを有しております。<br>また、当ファンドは信託財産に属する資産の効率的な運用に資することを目的として、債券先物取引を行っており、当該デリバティブ取引は対象とする株価指数等に係る価格変動リスクを有しております。 |
| 3 金融商品に係るリスク管理体制 | 運用担当部署から独立したコンプライアンス・リスク管理担当部署が、運用リスクを把握、管理し、その結果に基づき運用担当部署へ対応の指示等を行うことにより、適切な管理を行います。<br>リスク管理に関する委員会等はこれらの運用リスク管理状況の報告を受け、総合的な見地から運用状況全般の管理を行います。<br>なお、具体的には以下のリスクの管理を行っております。<br>①市場リスクの管理<br>市場リスクに関しては、資産配分等の状況を常時、分析・把握し、投資方針に沿っているか等の管理を行っております。<br>②信用リスクの管理<br>信用リスクに関しては、発行体や取引先の財務状況等に関する情報収集・分析を常時継続し、格付等の信用度に応じた組入制限等の管理を行っております。<br>③流動性リスクの管理<br>流動性リスクに関しては、必要に応じて市場流動性の状況を把握し、取引量や組入比率等の管理を行っております。 |
| 4 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明 | 金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には、合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。<br>また、デリバティブ取引に関する契約額等については、その金額自体がデリバティブ取引に係る市場リスクを示すものではありません。 |

## 2.金融商品の時価等に関する事項

| 項目 | (令和 1年 5月 8日現在) |
|---|---|
| 1 貸借対照表日における貸借対照表の科目ごとの計上額・時価・時価との差額 | 貸借対照表に計上している金融商品は、原則として時価評価としているため、貸借対照表計上額と時価との差額はありません。 |
| 2 貸借対照表の科目ごとの時価の算定方法 | (１)有価証券<br><br>国債証券、地方債証券、特殊債券、社債券 |

| 項目 | (令和 1年 5月 8日現在) |
|---|---|
| | ①わが国の金融商品取引所または海外取引所に上場されていない有価証券<br>当該有価証券については、原則として、日本証券業協会が発表する売買参考統計値（平均値）（外貨建証券を除く）、金融商品取引業者、銀行等の提示する価額（売気配相場を除く）または価格情報会社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。<br><br>②時価が入手できなかった有価証券<br>適正な評価額を入手できない場合または入手した評価額が時価と認定できない事由が認められた場合は、委託会社が忠実義務に基づいて合理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託者と協議のうえ両者が合理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。<br><br>(２)コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務<br><br>コール・ローン等の金銭債権及び金銭債務は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。 |

（有価証券に関する注記）

① 売買目的有価証券

(自 平成30年 5月 9日 至 令和 1年 5月 8日)

| 種類 | 当計算期間の損益に含まれた評価差額（円） |
|---|---|
| 国債証券 | 1,356,480,000 |
| 地方債証券 | 7,213,175 |
| 特殊債券 | 56,508,714 |
| 社債券 | △16,551,300 |
| 合計 | 1,403,650,589 |

（デリバティブ取引等に関する注記）

該当事項はありません。

（その他の注記）

| 期別<br>項目 | (令和 1年 5月 8日現在) |
|---|---|
| 期首 | 平成30年 5月 9日 |
| 親投資信託の期首における元本額 | 123,838,085,315円 |

| 期別<br>項目 | (令和 1年 5月 8日現在) |
|---|---|
| 期中追加設定元本額 | 43,654,866,864円 |
| 期中一部解約元本額 | 45,124,749,634円 |
| 期末元本額及びその内訳として当該親投資信託受益証券を投資対象とする委託者指図型投資信託ごとの元本額 | |
| 期末元本額 | 122,368,202,545円 |
| 動的パッケージファンド＜ＤＣ年金＞ | 217,986,766円 |
| コア資産形成ファンド | 216,545,399円 |
| ＭＨＡＭ日本債券インデックスファンド（ファンドラップ） | 61,057,155,338円 |
| ＭＨＡＭ日本債券インデックスファンド | 195,492,207円 |
| ＭＨＡＭ動的パッケージファンド［適格機関投資家限定］ | 44,075,376,760円 |
| ＭＨＡＭ日本債券パッシブファンド［適格機関投資家限定］ | 9,464,112,662円 |
| ＭＨＡＭ動的パッケージ４資産ファンド［適格機関投資家限定］ | 7,141,533,413円 |

## 附属明細表

### 第１　有価証券明細表

#### (1)株式

該当事項はありません。

#### (2)株式以外の有価証券

（令和 1年 5月 8日現在）

| 種類 | 通貨 | 銘柄 | 券面総額 | 評価額 | 備考 |
|---|---|---|---|---|---|
| 国債証券 | 日本・円 | 第３９１回利付国債（２年） | 750,000,000 | 752,445,000 | |
| | | 第３９２回利付国債（２年） | 950,000,000 | 953,315,500 | |
| | | 第３９３回利付国債（２年） | 500,000,000 | 501,855,000 | |
| | | 第３９４回利付国債（２年） | 400,000,000 | 401,572,000 | |
| | | 第３９５回利付国債（２年） | 430,000,000 | 431,784,500 | |
| | | 第３９８回利付国債（２年） | 600,000,000 | 602,832,000 | |
| | | 第１２４回利付国債（５年） | 1,370,000,000 | 1,374,055,200 | |
| | | 第１２５回利付国債（５年） | 1,230,000,000 | 1,234,464,900 | |
| | | 第１２６回利付国債（５年） | 1,360,000,000 | 1,365,834,400 | |
| | | 第１２７回利付国債（５年） | 960,000,000 | 964,752,000 | |
| | | 第１２８回利付国債（５年） | 1,280,000,000 | 1,287,193,600 | |
| | | 第１２９回利付国債（５年） | 1,560,000,000 | 1,569,812,400 | |
| | | 第１３０回利付国債（５年） | 1,250,000,000 | 1,258,700,000 | |
| | | 第１３１回利付国債（５年） | 1,340,000,000 | 1,350,210,800 | |
| | | 第１３２回利付国債（５年） | 1,160,000,000 | 1,169,802,000 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 第１３３回利付国債（５年） | 1,360,000,000 | 1,372,661,600 | |
| | | 第１３４回利付国債（５年） | 1,390,000,000 | 1,403,900,000 | |
| | | 第１３５回利付国債（５年） | 1,410,000,000 | 1,425,072,900 | |
| | | 第１３６回利付国債（５年） | 1,000,000,000 | 1,011,390,000 | |
| | | 第１３７回利付国債（５年） | 1,010,000,000 | 1,021,988,700 | |
| | | 第１３８回利付国債（５年） | 1,000,000,000 | 1,012,560,000 | |
| | | 第１３９回利付国債（５年） | 350,000,000 | 354,630,500 | |
| | | 第１回利付国債（４０年） | 110,000,000 | 165,852,500 | |
| | | 第２回利付国債（４０年） | 230,000,000 | 336,400,300 | |
| | | 第３回利付国債（４０年） | 250,000,000 | 368,557,500 | |
| | | 第４回利付国債（４０年） | 300,000,000 | 445,680,000 | |
| | | 第５回利付国債（４０年） | 310,000,000 | 445,646,700 | |
| | | 第６回利付国債（４０年） | 310,000,000 | 438,860,800 | |
| | | 第７回利付国債（４０年） | 320,000,000 | 435,292,800 | |
| | | 第８回利付国債（４０年） | 360,000,000 | 457,135,200 | |
| | | 第９回利付国債（４０年） | 500,000,000 | 471,235,000 | |
| | | 第１０回利付国債（４０年） | 530,000,000 | 588,130,400 | |
| | | 第１１回利付国債（４０年） | 340,000,000 | 365,459,200 | |
| | | 第３０８回利付国債（１０年） | 360,000,000 | 365,889,600 | |
| | | 第３０９回利付国債（１０年） | 1,000,000,000 | 1,014,130,000 | |
| | | 第３１０回利付国債（１０年） | 820,000,000 | 833,087,200 | |
| | | 第３１１回利付国債（１０年） | 350,000,000 | 354,627,000 | |
| | | 第３１２回利付国債（１０年） | 1,290,000,000 | 1,318,534,800 | |
| | | 第３１３回利付国債（１０年） | 940,000,000 | 965,643,200 | |
| | | 第３１４回利付国債（１０年） | 670,000,000 | 685,771,800 | |
| | | 第３１５回利付国債（１０年） | 830,000,000 | 854,045,100 | |
| | | 第３１６回利付国債（１０年） | 480,000,000 | 492,883,200 | |
| | | 第３１７回利付国債（１０年） | 410,000,000 | 422,324,600 | |
| | | 第３１８回利付国債（１０年） | 850,000,000 | 873,528,000 | |
| | | 第３１９回利付国債（１０年） | 480,000,000 | 495,955,200 | |
| | | 第３２０回利付国債（１０年） | 1,360,000,000 | 1,401,629,600 | |
| | | 第３２１回利付国債（１０年） | 590,000,000 | 609,770,900 | |
| | | 第３２２回利付国債（１０年） | 500,000,000 | 515,315,000 | |
| | | 第３２３回利付国債（１０年） | 560,000,000 | 578,760,000 | |
| | | 第３２４回利付国債（１０年） | 750,000,000 | 772,777,500 | |
| | | 第３２５回利付国債（１０年） | 1,480,000,000 | 1,528,603,200 | |
| | | 第３２６回利付国債（１０年） | 520,000,000 | 536,458,000 | |
| | | 第３２７回利付国債（１０年） | 1,220,000,000 | 1,263,053,800 | |
| | | 第３２８回利付国債（１０年） | 1,390,000,000 | 1,431,616,600 | |
| | | 第３２９回利付国債（１０年） | 1,430,000,000 | 1,487,471,700 | |
| | | 第３３０回利付国債（１０年） | 1,060,000,000 | 1,105,230,200 | |
| | | 第３３１回利付国債（１０年） | 500,000,000 | 516,935,000 | |
| | | | | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 第３３２回利付国債（１０年） | 1,420,000,000 | 1,470,864,400 | |
| | | 第３３３回利付国債（１０年） | 1,480,000,000 | 1,535,870,000 | |
| | | 第３３４回利付国債（１０年） | 1,410,000,000 | 1,466,019,300 | |
| | | 第３３５回利付国債（１０年） | 1,270,000,000 | 1,316,088,300 | |
| | | 第３３６回利付国債（１０年） | 640,000,000 | 664,313,600 | |
| | | 第３３７回利付国債（１０年） | 920,000,000 | 944,518,000 | |
| | | 第３３８回利付国債（１０年） | 1,220,000,000 | 1,261,175,000 | |
| | | 第３３９回利付国債（１０年） | 1,370,000,000 | 1,418,251,400 | |
| | | 第３４０回利付国債（１０年） | 1,310,000,000 | 1,357,618,500 | |
| | | 第３４１回利付国債（１０年） | 1,260,000,000 | 1,299,186,000 | |
| | | 第３４２回利付国債（１０年） | 1,400,000,000 | 1,425,746,000 | |
| | | 第３４３回利付国債（１０年） | 1,390,000,000 | 1,416,006,900 | |
| | | 第３４４回利付国債（１０年） | 1,310,000,000 | 1,334,890,000 | |
| | | 第３４５回利付国債（１０年） | 1,130,000,000 | 1,151,763,800 | |
| | | 第３４６回利付国債（１０年） | 1,160,000,000 | 1,182,596,800 | |
| | | 第３４７回利付国債（１０年） | 1,220,000,000 | 1,243,521,600 | |
| | | 第３４８回利付国債（１０年） | 1,030,000,000 | 1,049,590,600 | |
| | | 第３４９回利付国債（１０年） | 1,160,000,000 | 1,181,703,600 | |
| | | 第３５０回利付国債（１０年） | 1,520,000,000 | 1,547,861,600 | |
| | | 第３５１回利付国債（１０年） | 1,160,000,000 | 1,180,253,600 | |
| | | 第３５２回利付国債（１０年） | 960,000,000 | 976,300,800 | |
| | | 第３５３回利付国債（１０年） | 770,000,000 | 782,666,500 | |
| | | 第３５４回利付国債（１０年） | 200,000,000 | 203,074,000 | |
| | | 第１回利付国債（３０年） | 10,000,000 | 12,916,100 | |
| | | 第１１回利付国債（３０年） | 50,000,000 | 61,007,500 | |
| | | 第１２回利付国債（３０年） | 30,000,000 | 38,389,200 | |
| | | 第１３回利付国債（３０年） | 50,000,000 | 63,411,500 | |
| | | 第１４回利付国債（３０年） | 50,000,000 | 66,452,500 | |
| | | 第１５回利付国債（３０年） | 60,000,000 | 80,899,200 | |
| | | 第１６回利付国債（３０年） | 90,000,000 | 121,677,300 | |
| | | 第１７回利付国債（３０年） | 70,000,000 | 93,817,500 | |
| | | 第１８回利付国債（３０年） | 80,000,000 | 106,238,400 | |
| | | 第１９回利付国債（３０年） | 80,000,000 | 106,476,800 | |
| | | 第２０回利付国債（３０年） | 130,000,000 | 177,667,100 | |
| | | 第２１回利付国債（３０年） | 110,000,000 | 147,149,200 | |
| | | 第２２回利付国債（３０年） | 70,000,000 | 96,106,500 | |
| | | 第２３回利付国債（３０年） | 150,000,000 | 206,578,500 | |
| | | 第２４回利付国債（３０年） | 80,000,000 | 110,419,200 | |
| | | 第２５回利付国債（３０年） | 130,000,000 | 175,262,100 | |
| | | 第２６回利付国債（３０年） | 220,000,000 | 301,136,000 | |
| | | 第２７回利付国債（３０年） | 200,000,000 | 278,534,000 | |
| | | 第２８回利付国債（３０年） | 290,000,000 | 405,710,000 | |
| | | 第２９回利付国債（３０年） | 300,000,000 | 415,692,000 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 第３０回利付国債（３０年） | 410,000,000 | 562,659,400 | |
| | | 第３１回利付国債（３０年） | 360,000,000 | 489,409,200 | |
| | | 第３２回利付国債（３０年） | 440,000,000 | 609,787,200 | |
| | | 第３３回利付国債（３０年） | 520,000,000 | 691,948,400 | |
| | | 第３４回利付国債（３０年） | 520,000,000 | 716,097,200 | |
| | | 第３５回利付国債（３０年） | 500,000,000 | 670,435,000 | |
| | | 第３６回利付国債（３０年） | 550,000,000 | 740,536,500 | |
| | | 第３７回利付国債（３０年） | 580,000,000 | 770,854,800 | |
| | | 第３８回利付国債（３０年） | 370,000,000 | 484,951,600 | |
| | | 第３９回利付国債（３０年） | 300,000,000 | 400,731,000 | |
| | | 第４０回利付国債（３０年） | 280,000,000 | 368,261,600 | |
| | | 第４１回利付国債（３０年） | 280,000,000 | 362,381,600 | |
| | | 第４２回利付国債（３０年） | 280,000,000 | 362,723,200 | |
| | | 第４３回利付国債（３０年） | 300,000,000 | 389,007,000 | |
| | | 第４４回利付国債（３０年） | 370,000,000 | 480,774,300 | |
| | | 第４５回利付国債（３０年） | 360,000,000 | 450,964,800 | |
| | | 第４６回利付国債（３０年） | 430,000,000 | 538,966,300 | |
| | | 第４７回利付国債（３０年） | 390,000,000 | 498,888,000 | |
| | | 第４８回利付国債（３０年） | 400,000,000 | 492,468,000 | |
| | | 第４９回利付国債（３０年） | 420,000,000 | 517,297,200 | |
| | | 第５０回利付国債（３０年） | 430,000,000 | 464,950,400 | |
| | | 第５１回利付国債（３０年） | 390,000,000 | 372,262,800 | |
| | | 第５２回利付国債（３０年） | 400,000,000 | 401,932,000 | |
| | | 第５３回利付国債（３０年） | 370,000,000 | 380,826,200 | |
| | | 第５４回利付国債（３０年） | 440,000,000 | 475,772,000 | |
| | | 第５５回利付国債（３０年） | 430,000,000 | 464,658,000 | |
| | | 第５６回利付国債（３０年） | 400,000,000 | 431,956,000 | |
| | | 第５７回利付国債（３０年） | 370,000,000 | 399,285,500 | |
| | | 第５８回利付国債（３０年） | 490,000,000 | 528,406,200 | |
| | | 第５９回利付国債（３０年） | 330,000,000 | 346,773,900 | |
| | | 第６０回利付国債（３０年） | 330,000,000 | 364,267,200 | |
| | | 第６１回利付国債（３０年） | 300,000,000 | 314,664,000 | |
| | | 第６２回利付国債（３０年） | 50,000,000 | 49,613,000 | |
| | | 第４６回利付国債（２０年） | 40,000,000 | 41,064,000 | |
| | | 第５９回利付国債（２０年） | 10,000,000 | 10,680,400 | |
| | | 第６４回利付国債（２０年） | 30,000,000 | 32,724,900 | |
| | | 第６５回利付国債（２０年） | 60,000,000 | 65,763,600 | |
| | | 第６７回利付国債（２０年） | 50,000,000 | 55,048,000 | |
| | | 第７０回利付国債（２０年） | 50,000,000 | 56,615,500 | |
| | | 第７１回利付国債（２０年） | 40,000,000 | 44,880,000 | |
| | | 第７２回利付国債（２０年） | 110,000,000 | 123,491,500 | |
| | | 第７３回利付国債（２０年） | 40,000,000 | 44,909,200 | |
| | | | | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 第７４回利付国債（２０年） | 40,000,000 | 45,136,000 | |
| | | 第７５回利付国債（２０年） | 40,000,000 | 45,363,600 | |
| | | 第７６回利付国債（２０年） | 70,000,000 | 78,557,500 | |
| | | 第７７回利付国債（２０年） | 40,000,000 | 45,126,800 | |
| | | 第７８回利付国債（２０年） | 60,000,000 | 67,653,600 | |
| | | 第７９回利付国債（２０年） | 50,000,000 | 56,687,000 | |
| | | 第８０回利付国債（２０年） | 90,000,000 | 102,591,900 | |
| | | 第８１回利付国債（２０年） | 160,000,000 | 182,230,400 | |
| | | 第８２回利付国債（２０年） | 140,000,000 | 160,351,800 | |
| | | 第８３回利付国債（２０年） | 70,000,000 | 80,579,100 | |
| | | 第８４回利付国債（２０年） | 170,000,000 | 194,554,800 | |
| | | 第８５回利付国債（２０年） | 150,000,000 | 173,463,000 | |
| | | 第８６回利付国債（２０年） | 120,000,000 | 140,434,800 | |
| | | 第８７回利付国債（２０年） | 120,000,000 | 139,603,200 | |
| | | 第８８回利付国債（２０年） | 240,000,000 | 282,285,600 | |
| | | 第８９回利付国債（２０年） | 10,000,000 | 11,690,000 | |
| | | 第９０回利付国債（２０年） | 170,000,000 | 199,685,400 | |
| | | 第９１回利付国債（２０年） | 110,000,000 | 130,027,700 | |
| | | 第９２回利付国債（２０年） | 290,000,000 | 340,007,600 | |
| | | 第９３回利付国債（２０年） | 120,000,000 | 140,360,400 | |
| | | 第９４回利付国債（２０年） | 220,000,000 | 259,076,400 | |
| | | 第９５回利付国債（２０年） | 200,000,000 | 239,760,000 | |
| | | 第９６回利付国債（２０年） | 120,000,000 | 141,889,200 | |
| | | 第９７回利付国債（２０年） | 160,000,000 | 191,292,800 | |
| | | 第９８回利付国債（２０年） | 160,000,000 | 189,940,800 | |
| | | 第９９回利付国債（２０年） | 300,000,000 | 357,516,000 | |
| | | 第１００回利付国債（２０年） | 230,000,000 | 277,179,900 | |
| | | 第１０１回利付国債（２０年） | 130,000,000 | 158,990,000 | |
| | | 第１０２回利付国債（２０年） | 140,000,000 | 171,957,800 | |
| | | 第１０３回利付国債（２０年） | 160,000,000 | 195,054,400 | |
| | | 第１０４回利付国債（２０年） | 110,000,000 | 132,078,100 | |
| | | 第１０５回利付国債（２０年） | 240,000,000 | 289,240,800 | |
| | | 第１０６回利付国債（２０年） | 150,000,000 | 182,190,000 | |
| | | 第１０７回利付国債（２０年） | 200,000,000 | 241,900,000 | |
| | | 第１０８回利付国債（２０年） | 390,000,000 | 464,158,500 | |
| | | 第１０９回利付国債（２０年） | 280,000,000 | 334,283,600 | |
| | | 第１１０回利付国債（２０年） | 360,000,000 | 436,932,000 | |
| | | 第１１１回利付国債（２０年） | 170,000,000 | 208,780,400 | |
| | | 第１１２回利付国債（２０年） | 390,000,000 | 475,004,400 | |
| | | 第１１３回利付国債（２０年） | 600,000,000 | 733,284,000 | |
| | | 第１１４回利付国債（２０年） | 400,000,000 | 490,476,000 | |
| | | 第１１５回利付国債（２０年） | 160,000,000 | 197,894,400 | |
| | | 第１１６回利付国債（２０年） | 210,000,000 | 260,610,000 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 第１１７回利付国債（２０年） | 370,000,000 | 455,144,400 | |
| | | 第１１８回利付国債（２０年） | 295,000,000 | 360,779,100 | |
| | | 第１１９回利付国債（２０年） | 280,000,000 | 336,204,400 | |
| | | 第１２０回利付国債（２０年） | 250,000,000 | 294,622,500 | |
| | | 第１２１回利付国債（２０年） | 390,000,000 | 473,959,200 | |
| | | 第１２２回利付国債（２０年） | 330,000,000 | 397,293,600 | |
| | | 第１２３回利付国債（２０年） | 380,000,000 | 471,876,400 | |
| | | 第１２４回利付国債（２０年） | 200,000,000 | 246,036,000 | |
| | | 第１２５回利付国債（２０年） | 330,000,000 | 414,892,500 | |
| | | 第１２６回利付国債（２０年） | 300,000,000 | 370,080,000 | |
| | | 第１２７回利付国債（２０年） | 220,000,000 | 268,789,400 | |
| | | 第１２８回利付国債（２０年） | 450,000,000 | 551,245,500 | |
| | | 第１２９回利付国債（２０年） | 250,000,000 | 303,230,000 | |
| | | 第１３０回利付国債（２０年） | 400,000,000 | 486,336,000 | |
| | | 第１３１回利付国債（２０年） | 310,000,000 | 373,097,400 | |
| | | 第１３２回利付国債（２０年） | 350,000,000 | 422,138,500 | |
| | | 第１３３回利付国債（２０年） | 350,000,000 | 426,520,500 | |
| | | 第１３４回利付国債（２０年） | 420,000,000 | 512,954,400 | |
| | | 第１３５回利付国債（２０年） | 190,000,000 | 229,626,400 | |
| | | 第１３６回利付国債（２０年） | 260,000,000 | 310,910,600 | |
| | | 第１３７回利付国債（２０年） | 250,000,000 | 302,760,000 | |
| | | 第１３８回利付国債（２０年） | 260,000,000 | 308,115,600 | |
| | | 第１３９回利付国債（２０年） | 270,000,000 | 323,473,500 | |
| | | 第１４０回利付国債（２０年） | 640,000,000 | 776,608,000 | |
| | | 第１４１回利付国債（２０年） | 440,000,000 | 534,930,000 | |
| | | 第１４２回利付国債（２０年） | 380,000,000 | 467,092,200 | |
| | | 第１４３回利付国債（２０年） | 490,000,000 | 590,092,300 | |
| | | 第１４４回利付国債（２０年） | 240,000,000 | 285,746,400 | |
| | | 第１４５回利付国債（２０年） | 710,000,000 | 866,306,500 | |
| | | 第１４６回利付国債（２０年） | 630,000,000 | 770,042,700 | |
| | | 第１４７回利付国債（２０年） | 580,000,000 | 701,788,400 | |
| | | 第１４８回利付国債（２０年） | 620,000,000 | 742,226,800 | |
| | | 第１４９回利付国債（２０年） | 570,000,000 | 683,224,800 | |
| | | 第１５０回利付国債（２０年） | 750,000,000 | 888,817,500 | |
| | | 第１５１回利付国債（２０年） | 640,000,000 | 739,718,400 | |
| | | 第１５２回利付国債（２０年） | 620,000,000 | 716,974,200 | |
| | | 第１５３回利付国債（２０年） | 690,000,000 | 809,121,600 | |
| | | 第１５４回利付国債（２０年） | 660,000,000 | 763,989,600 | |
| | | 第１５５回利付国債（２０年） | 590,000,000 | 664,298,700 | |
| | | 第１５６回利付国債（２０年） | 560,000,000 | 574,985,600 | |
| | | 第１５７回利付国債（２０年） | 650,000,000 | 644,663,500 | |
| | | 第１５８回利付国債（２０年） | 630,000,000 | 655,666,200 | |
| | | | | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 第１５９回利付国債（２０年） | 620,000,000 | 654,955,600 | |
| | | 第１６０回利付国債（２０年） | 580,000,000 | 622,496,600 | |
| | | 第１６１回利付国債（２０年） | 480,000,000 | 506,044,800 | |
| | | 第１６２回利付国債（２０年） | 500,000,000 | 526,570,000 | |
| | | 第１６３回利付国債（２０年） | 600,000,000 | 631,176,000 | |
| | | 第１６４回利付国債（２０年） | 630,000,000 | 650,745,900 | |
| | | 第１６５回利付国債（２０年） | 490,000,000 | 505,430,100 | |
| | | 第１６６回利付国債（２０年） | 500,000,000 | 533,675,000 | |
| | | 第１６７回利付国債（２０年） | 500,000,000 | 514,235,000 | |
| | | 第１６８回利付国債（２０年） | 100,000,000 | 100,834,000 | |
| | 小計 | 銘柄数：237<br>組入時価比率：85.0% | 119,175,000,000 | 130,316,654,100<br>85.4% | |
| | 合計 | | | 130,316,654,100 | |
| 地方債証券 | 日本・円 | 第１回東京都公募公債（２０年） | 100,000,000 | 106,299,000 | |
| | | 第７回東京都公募公債（２０年） | 100,000,000 | 113,609,000 | |
| | | 第１８回東京都公募公債（２０年） | 100,000,000 | 120,823,000 | |
| | | 第２１回東京都公募公債（２０年） | 100,000,000 | 121,775,000 | |
| | | 第６８７回東京都公募公債 | 100,000,000 | 101,514,000 | |
| | | 第７１９回東京都公募公債 | 200,000,000 | 206,568,000 | |
| | | 第７６０回東京都公募公債 | 100,000,000 | 100,110,000 | |
| | | 平成２８年度第６回北海道公募公債 | 100,000,000 | 100,255,000 | |
| | | 平成３０年度第１４回北海道公募公債 | 100,000,000 | 100,858,000 | |
| | | 第２９回１号宮城県公募公債（１０年） | 100,000,000 | 102,989,000 | |
| | | 第３回神奈川県公募公債（３０年） | 100,000,000 | 137,572,000 | |
| | | 第１７６回神奈川県公募公債 | 100,000,000 | 101,569,000 | |
| | | 第２１３回神奈川県公募公債 | 100,000,000 | 103,010,000 | |
| | | 第１３回大阪府公募公債（２０年） | 100,000,000 | 112,697,000 | |
| | | 第３６８回大阪府公募公債（１０年） | 100,000,000 | 102,981,000 | |
| | | 第４１３回大阪府公募公債（１０年） | 100,000,000 | 99,858,000 | |
| | | 第４１９回大阪府公募公債（１０年） | 100,000,000 | 101,118,000 | |
| | | 平成２９年度第１３回京都府公募公債 | 109,330,000 | 110,580,735 | |
| | | 第２回兵庫県公募公債（３０年） | 100,000,000 | 135,256,000 | |
| | | 第５回兵庫県公募公債（１２年） | 100,000,000 | 105,136,000 | |
| | | 第２回静岡県公募公債（１５年） | 100,000,000 | 111,116,000 | |
| | | 第４回静岡県公募公債（１５年） | 100,000,000 | 111,397,000 | |
| | | 平成２４年度第１２回愛知県公募公債（３０年） | 100,000,000 | 133,326,000 | |
| | | 平成２７年度第１５回愛知県公募公債（１０年） | 100,000,000 | 102,885,000 | |
| | | 平成３０年度第３回広島県公募公債 | 100,000,000 | 101,525,000 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 第１３回埼玉県公募公債（２０年） | 100,000,000 | 118,056,000 | |
| | | 第１５回埼玉県公募公債（２０年） | 100,000,000 | 112,545,000 | |
| | | 平成２５年度第８回埼玉県公募公債 | 100,000,000 | 103,209,000 | |
| | | 平成２４年度第１回福岡県公募公債（１５年） | 100,000,000 | 110,903,000 | |
| | | 平成２８年度第８回福岡県公募公債 | 100,000,000 | 101,634,000 | |
| | | 第２１回千葉県公募公債（２０年） | 100,000,000 | 100,148,000 | |
| | | 平成２５年度第６回千葉県公募公債 | 100,000,000 | 103,459,000 | |
| | | 平成２７年度第９回千葉県公募公債 | 100,000,000 | 100,446,000 | |
| | | 平成２５年度第２回新潟県公募公債 | 100,000,000 | 103,173,000 | |
| | | 第７回群馬県公募公債（１０年） | 100,000,000 | 101,659,000 | |
| | | 第８７回共同発行市場公募地方債 | 100,000,000 | 101,449,000 | |
| | | 第９４回共同発行市場公募地方債 | 100,000,000 | 102,113,000 | |
| | | 第９７回共同発行市場公募地方債 | 100,000,000 | 102,683,000 | |
| | | 第１００回共同発行市場公募地方債 | 100,000,000 | 102,649,000 | |
| | | 第１０５回共同発行市場公募地方債 | 100,000,000 | 102,788,000 | |
| | | 第１１５回共同発行市場公募地方債 | 100,000,000 | 102,737,000 | |
| | | 第１１８回共同発行市場公募地方債 | 100,000,000 | 103,084,000 | |
| | | 第１２７回共同発行市場公募地方債 | 100,000,000 | 102,989,000 | |
| | | 第１３２回共同発行市場公募地方債 | 100,000,000 | 103,170,000 | |
| | | 第１４６回共同発行市場公募地方債 | 200,000,000 | 206,432,000 | |
| | | 第１５３回共同発行市場公募地方債 | 100,000,000 | 102,906,000 | |
| | | 第１５７回共同発行市場公募地方債 | 120,000,000 | 120,416,400 | |
| | | 第１５９回共同発行市場公募地方債 | 200,000,000 | 200,568,000 | |
| | | 第１７４回共同発行市場公募地方債 | 100,000,000 | 100,792,000 | |
| | | 第１７８回共同発行市場公募地方債 | 100,000,000 | 101,430,000 | |
| | | 平成２３年度第２回堺市公募公債 | 100,000,000 | 102,742,000 | |
| | | 平成２６年度第１回長崎県公募公債 | 100,000,000 | 102,879,000 | |
| | | 平成２５年度第２回島根県公募公債 | 106,000,000 | 109,185,300 | |
| | | 平成２２年度第１回栃木県公募公債 | 100,000,000 | 101,627,000 | |
| | | 平成２３年度第１回新潟市公募公債（１０年） | 100,000,000 | 102,757,000 | |
| | | 平成２７年度第１回奈良県公募公債 | 100,000,000 | 100,142,000 | |
| | | 平成２６年度第１回静岡市公募公債 | 100,000,000 | 102,746,000 | |
| | | 平成２６年度第１回浜松市公募公債 | 100,000,000 | 101,799,000 | |
| | | 第６回大阪市公募公債（２０年） | 200,000,000 | 240,320,000 | |
| | | 第１６回名古屋市公募公債（２０年） | 100,000,000 | 117,690,000 | |
| | | 平成２６年度第４回神戸市公募公債 | 100,000,000 | 103,040,000 | |
| | | 平成２３年度第５回横浜市公募公債 | 100,000,000 | 102,728,000 | |
| | | 第２９回横浜市公募公債（２０年） | 100,000,000 | 117,762,000 | |
| | | 平成２６年度第４回札幌市公募公債（１０年） | 100,000,000 | 102,658,000 | |
| | | 第６回北九州市公募公債（２０年） | 100,000,000 | 118,331,000 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 平成２６年度第３回広島市公募公債 | 100,000,000 | 102,371,000 | |
| | | 第８回さいたま市公募公債 | 100,000,000 | 101,956,000 | |
| | | 平成２６年度第１回相模原市公募公債 | 100,000,000 | 102,730,000 | |
| | | 平成２６年度第１回三重県公募公債 | 100,000,000 | 102,455,000 | |
| | | 第７回広島県・広島市折半保証広島高速道路債券 | 100,000,000 | 102,696,000 | |
| | 小計 | 銘柄数：70<br>組入時価比率：5.1% | 7,435,330,000 | 7,894,879,435<br>5.2% | |
| | 合計 | | | 7,894,879,435 | |
| 特殊債券 | 日本・円 | 第１９回政府保証株式会社日本政策投資銀行社債 | 100,000,000 | 102,751,000 | |
| | | 第７８回株式会社日本政策投資銀行無担保社債 | 100,000,000 | 101,142,000 | |
| | | 第２８回道路債券 | 100,000,000 | 135,707,000 | |
| | | 第７５回日本高速道路保有・債務返済機構債券 | 100,000,000 | 120,877,000 | |
| | | 第９７回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券 | 100,000,000 | 121,320,000 | |
| | | 第１０１回日本高速道路保有・債務返済機構債券 | 200,000,000 | 205,504,000 | |
| | | 第１１６回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券 | 100,000,000 | 126,004,000 | |
| | | 第１２４回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券 | 101,000,000 | 103,064,440 | |
| | | 第１２４回日本高速道路保有・債務返済機構債券 | 100,000,000 | 117,607,000 | |
| | | 第１３３回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券 | 116,000,000 | 119,089,080 | |
| | | 第１３９回日本高速道路保有・債務返済機構債券 | 100,000,000 | 102,382,000 | |
| | | 第１４２回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券 | 100,000,000 | 102,421,000 | |
| | | 第１４７回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券 | 100,000,000 | 102,591,000 | |
| | | 第１５３回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券 | 100,000,000 | 120,164,000 | |
| | | 第１５５回日本高速道路保有・債務返済機構債券 | 100,000,000 | 114,420,000 | |
| | | 第１５９回日本高速道路保有・債務返済機構債券 | 100,000,000 | 122,319,000 | |
| | | 第１６２回日本高速道路保有・債務返済機構債券 | 100,000,000 | 131,169,000 | |
| | | 第１７０回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券 | 100,000,000 | 102,808,000 | |
| | | 第１７７回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券 | 100,000,000 | 103,034,000 | |
| | | 第１８８回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券 | 100,000,000 | 115,923,000 | |
| | | 第１９５回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券 | 100,000,000 | 104,050,000 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 第２０２回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券 | 105,000,000 | 108,507,000 | |
| | | 第２１１回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券 | 100,000,000 | 103,398,000 | |
| | | 第２１８回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券 | 100,000,000 | 103,577,000 | |
| | | 第２２０回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券 | 200,000,000 | 207,098,000 | |
| | | 第２５０回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券 | 100,000,000 | 115,158,000 | |
| | | 第２５４回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券 | 100,000,000 | 103,068,000 | |
| | | 第２６８回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券 | 100,000,000 | 117,285,000 | |
| | | 第３００回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券 | 100,000,000 | 101,240,000 | |
| | | 第３３７回政府保証日本高速道路保有・債務返済機構債券 | 100,000,000 | 103,509,000 | |
| | | 第１回地方公共団体金融機構債券（２０年） | 100,000,000 | 121,261,000 | |
| | | 第１３回地方公共団体金融機構債券（２０年） | 100,000,000 | 122,281,000 | |
| | | 第１５回地方公共団体金融機構債券 | 100,000,000 | 101,401,000 | |
| | | 第２３回地方公共団体金融機構債券（２０年） | 100,000,000 | 118,230,000 | |
| | | 第２４回政府保証地方公共団体金融機構債券 | 100,000,000 | 102,345,000 | |
| | | 第２９回地方公共団体金融機構債券 | 100,000,000 | 102,486,000 | |
| | | 第３６回政府保証地方公共団体金融機構債券 | 100,000,000 | 102,871,000 | |
| | | 第３６回地方公共団体金融機構債券（２０年） | 100,000,000 | 117,882,000 | |
| | | 第３８回政府保証地方公共団体金融機構債券 | 100,000,000 | 102,819,000 | |
| | | 第４０回地方公共団体金融機構債券 | 100,000,000 | 102,728,000 | |
| | | 第４４回地方公共団体金融機構債券 | 100,000,000 | 102,868,000 | |
| | | 第５９回地方公共団体金融機構債券（２０年） | 100,000,000 | 104,249,000 | |
| | | 第７１回政府保証地方公共団体金融機構債券 | 100,000,000 | 102,607,000 | |
| | | 第９１回政府保証地方公共団体金融機構債券 | 100,000,000 | 100,991,000 | |
| | | 第９８回政府保証地方公共団体金融機構債券 | 100,000,000 | 101,601,000 | |
| | | 第１０３回政府保証地方公共団体金融機構債券 | 100,000,000 | 101,509,000 | |
| | | 第１１３回政府保証地方公共団体金融機構債券 | 100,000,000 | 101,923,000 | |
| | | Ｆ１４７回地方公共団体金融機構債券 | 200,000,000 | 219,096,000 | |
| | | 第４０回政府保証日本政策金融公庫債券 | 103,000,000 | 103,459,380 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 第２３回国際協力銀行債券 | 100,000,000 | 113,490,000 | |
| | | 第９３回都市再生債券 | 100,000,000 | 109,488,000 | |
| | | 第２１回政府保証中部国際空港債券 | 100,000,000 | 102,907,000 | |
| | | 第４回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 15,779,000 | 16,639,744 | |
| | | 第２７回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 26,086,000 | 28,086,274 | |
| | | 第３８回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 36,551,000 | 38,839,458 | |
| | | 第４４回貸付債権担保住宅金融公庫債券 | 14,847,000 | 15,678,580 | |
| | | 第４９回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 33,874,000 | 36,159,817 | |
| | | 第５２回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 40,290,000 | 42,782,742 | |
| | | 第５３回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 41,815,000 | 44,392,894 | |
| | | 第６０回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 49,289,000 | 52,226,131 | |
| | | 第６４回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 106,204,000 | 111,641,644 | |
| | | 第７６回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 46,490,000 | 48,903,760 | |
| | | 第８２回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 54,787,000 | 57,153,250 | |
| | | 第８４回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 56,431,000 | 58,900,420 | |
| | | 第８６回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 59,852,000 | 62,468,130 | |
| | | 第９０回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 62,561,000 | 64,886,392 | |
| | | 第９３回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 67,926,000 | 69,476,071 | |
| | | 第９６回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 76,739,000 | 79,134,791 | |
| | | 第９９回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 77,946,000 | 81,069,296 | |
| | | 第１１７回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 91,121,000 | 92,438,609 | |
| | | 第１１８回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 91,369,000 | 92,759,636 | |
| | | 第１１９回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 91,426,000 | 92,752,591 | |
| | | 第１２４回一般担保住宅金融支援機構債券 | 100,000,000 | 111,253,000 | |
| | | 第１３０回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 191,020,000 | 193,440,223 | |
| | | 第１３７回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 196,142,000 | 199,276,349 | |
| | | 第１４２回貸付債権担保住宅金融支援機構債券 | 99,873,000 | 100,258,509 | |
| | | 第１５９回一般担保住宅金融支援機構債券 | 100,000,000 | 111,691,000 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 第１７２回一般担保住宅金融支援機構債券 | 100,000,000 | 102,670,000 | |
| | | 第２３３回一般担保住宅金融支援機構債券 | 100,000,000 | 102,414,000 | |
| | | い第７８５号商工債 | 100,000,000 | 100,264,000 | |
| | | 第３２６回信金中金債（５年） | 100,000,000 | 100,014,000 | |
| | | 第３３１回信金中金債（５年） | 100,000,000 | 100,092,000 | |
| | | 第３４２回信金中金債（５年） | 100,000,000 | 100,222,000 | |
| | | 第１８回国際協力機構債券 | 100,000,000 | 103,488,000 | |
| | | 第７８回鉄道建設・運輸施設整備支援機構債券 | 100,000,000 | 106,674,000 | |
| | 小計 | 銘柄数：85<br>組入時価比率：5.7% | 8,153,418,000 | 8,713,826,211<br>5.7% | |
| | 合計 | | | 8,713,826,211 | |
| 社債券 | 日本・円 | 第２６回フランス相互信用連合銀行（ＢＦＣＭ）円貨社債（２０１８） | 100,000,000 | 100,666,000 | |
| | | 第８回ノルデア・バンク・アクツィエボラーグ・プブリクト円貨社債（２０１５） | 100,000,000 | 100,212,000 | |
| | | 第２回ビー・ピー・シー・イー・エス・エー円貨社債（２０１７） | 100,000,000 | 99,804,000 | |
| | | 第１１回クレディ・アグリコル・エス・エー円貨社債（２０１６） | 100,000,000 | 99,707,000 | |
| | | 第３４４回東京交通債券 | 100,000,000 | 106,173,000 | |
| | | 第１６回成田国際空港株式会社社債 | 100,000,000 | 102,699,000 | |
| | | 第３７回東日本高速道路株式会社社債 | 200,000,000 | 199,914,000 | |
| | | 第５６回中日本高速道路株式会社社債 | 100,000,000 | 103,267,000 | |
| | | 第２６回西日本高速道路株式会社社債 | 100,000,000 | 103,085,000 | |
| | | 第２２回清水建設株式会社無担保社債 | 100,000,000 | 100,385,000 | |
| | | 第１０回キリンホールディングス株式会社無担保社債 | 100,000,000 | 102,470,000 | |
| | | 第９回日本たばこ産業株式会社社債 | 100,000,000 | 100,209,000 | |
| | | 第４９回住友化学株式会社無担保社債 | 100,000,000 | 103,688,000 | |
| | | 第６５回新日鐵住金株式会社無担保社債 | 100,000,000 | 101,070,000 | |
| | | 第２３回株式会社豊田自動織機無担保社債 | 100,000,000 | 100,659,000 | |
| | | 第３６回富士通株式会社無担保社債 | 100,000,000 | 100,870,000 | |
| | | 第１７回パナソニック株式会社無担保社債 | 100,000,000 | 101,203,000 | |
| | | 第２９回三菱重工業株式会社無担保社債 | 100,000,000 | 102,298,000 | |
| | | 第５回三井住友トラスト・パナソニックファイナンス株式会社無担保社債 | 100,000,000 | 101,014,000 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 第５８回日産自動車株式会社無担保社債 | 100,000,000 | 101,935,000 | |
| | | 第２６回豊田通商株式会社無担保社債 | 100,000,000 | 102,980,000 | |
| | | 第７９回三菱商事株式会社無担保社債 | 100,000,000 | 102,803,000 | |
| | | 第５３回株式会社クレディセゾン無担保社債 | 100,000,000 | 100,660,000 | |
| | | 第５７回株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行無担保社債 | 100,000,000 | 107,408,000 | |
| | | 第８８回株式会社三菱東京ＵＦＪ銀行無担保社債 | 100,000,000 | 116,565,000 | |
| | | 第１２回株式会社りそな銀行無担保社債 | 100,000,000 | 115,379,000 | |
| | | 第３１回株式会社ホンダファイナンス無担保社債 | 100,000,000 | 100,723,000 | |
| | | 第８１回トヨタファイナンス株式会社無担保社債 | 100,000,000 | 100,041,000 | |
| | | 第５６回三菱ＵＦＪリース株式会社無担保社債 | 100,000,000 | 101,160,000 | |
| | | 第１６回株式会社大和証券グループ本社無担保社債 | 100,000,000 | 100,956,000 | |
| | | 第５０回野村ホールディングス株式会社無担保社債 | 100,000,000 | 100,066,000 | |
| | | 第１１２回三菱地所株式会社無担保社債 | 100,000,000 | 100,826,000 | |
| | | 第１０６回住友不動産株式会社無担保社債 | 100,000,000 | 100,427,000 | |
| | | 第７１回東京急行電鉄株式会社無担保社債 | 100,000,000 | 101,540,000 | |
| | | 第６５回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債 | 100,000,000 | 119,780,000 | |
| | | 第１０７回東日本旅客鉄道株式会社無担保普通社債 | 100,000,000 | 116,987,000 | |
| | | 第２１回西日本旅客鉄道株式会社無担保社債 | 100,000,000 | 119,578,000 | |
| | | 第７回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債 | 100,000,000 | 106,547,000 | |
| | | 第９回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債 | 110,000,000 | 116,371,200 | |
| | | 第３２回東海旅客鉄道株式会社無担保普通社債 | 100,000,000 | 117,449,000 | |
| | | 第６２回日本電信電話株式会社電信電話債券 | 100,000,000 | 102,251,000 | |
| | | 第５２７回中部電力株式会社社債 | 100,000,000 | 102,490,000 | |
| | | 第４８４回関西電力株式会社社債 | 100,000,000 | 101,262,000 | |
| | | 第４９７回関西電力株式会社社債 | 100,000,000 | 104,061,000 | |
| | | 第３８２回中国電力株式会社社債 | 100,000,000 | 100,821,000 | |
| | | 第３１１回北陸電力株式会社社債 | 100,000,000 | 103,961,000 | |
| | | 第４８８回東北電力株式会社社債 | 100,000,000 | 99,636,000 | |
| | | 第４２８回九州電力株式会社社債 | 100,000,000 | 103,291,000 | |
| | | | | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| | | 第３２１回北海道電力株式会社社債 | 100,000,000 | 102,821,000 | |
| | | 第５４回電源開発株式会社無担保社債 | 100,000,000 | 99,811,000 | |
| | | 第３４回東京瓦斯株式会社無担保社債 | 100,000,000 | 102,478,000 | |
| | | 第３０回大阪瓦斯株式会社無担保社債 | 100,000,000 | 102,605,000 | |
| | | 第２７回株式会社エヌ・ティ・ティ・データ無担保社債 | 100,000,000 | 103,280,000 | |
| | | 第５回株式会社ファーストリテイリング無担保社債 | 100,000,000 | 99,764,000 | |
| | 小計 | 銘柄数：54<br>組入時価比率：3.7% | 5,510,000,000 | 5,708,106,200<br>3.7% | |
| | 合計 | | | 5,708,106,200 | |
| 合計 | | | | 152,633,465,946 | |

（注１）比率は左より組入時価の純資産総額に対する比率、及び各小計欄の合計金額に対する比率であります。

## 第２　信用取引契約残高明細表

該当事項はありません。

## 第３ デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表

該当事項はありません。

**２【ファンドの現況】**

**以下のファンドの現況は令和 1年 5月31日現在です。**

**【純資産額計算書】**

**ＭＨＡＭ日本債券インデックスファンド（ファンドラップ）**

| | |
|---|---|
| Ⅰ　資産総額 | 76,467,422,317円 |
| Ⅱ　負債総額 | 92,134,122円 |
| Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ） | 76,375,288,195円 |
| Ⅳ　発行済口数 | 62,006,425,260口 |
| Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） | 1.2317円 |

**（参考）ＭＨＡＭ日本債券インデックスマザーファンド**

| | |
|---|---|
| Ⅰ　資産総額 | 156,723,878,868円 |
| Ⅱ　負債総額 | 3,099,671,481円 |
| Ⅲ　純資産総額（Ⅰ－Ⅱ） | 153,624,207,387円 |
| Ⅳ　発行済口数 | 121,965,137,235口 |
| Ⅴ　1口当たり純資産額（Ⅲ／Ⅳ） | 1.2596円 |

**第４【内国投資信託受益証券事務の概要】**

**(1) 受益証券の名義書換**

**該当事項はありません。**

**ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。委託会社は、この信託の受益権を取り扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取り消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。**

**なお、受益者は、委託会社がやむを得ない事情等により受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求、受益証券の再発行の請求を行わないものとします。**

**(2) 受益者等名簿**

**該当事項はありません。**

**(3) 受益者に対する特典**

**該当事項はありません。**

**(4) 受益権の譲渡制限**

**譲渡制限はありません。**

**① 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等に振替の申請をするものとします。**

**② 上記①の申請のある場合には、上記①の振替機関等は、当該譲渡にかかる譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記①の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。**

**③ 上記①の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿にかかる振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。**

**(5) 受益権の譲渡の対抗要件**

**受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。**

**(6) 受益権の再分割**

**委託会社は、社振法に定めるところにしたがい、受託会社と協議のうえ、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。**

**(7) 質権口記載又は記録の受益権の取り扱いについて**

**振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、約款の規定によるほか、民法その他の法令等にしたがって取り扱われます。**

# 第三部【委託会社等の情報】

## 第１【委託会社等の概況】

### １【委託会社等の概況】

**（1）資本金の額（2019年5月31日現在）**

| | |
|---|---|
| 資本金の額 | 20億円 |
| 発行する株式総数※ | 100,000株<br>（普通株式 上限100,000株、Ａ種種類株式 上限30,000株） |
| 発行済株式総数 | 40,000株<br>（普通株式24,490株、Ａ種種類株式15,510株） |

※種類株式の発行が可能

直近５カ年の資本金の増減：該当事項はありません。

**（2）会社の機構（2019年5月31日現在）**

① 会社の意思決定機構

業務執行上重要な事項は、取締役会の決議をもって決定します。

取締役は株主総会で選任されます。取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、その選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した取締役（監査等委員である取締役を除く。）の補欠として選任された取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、現任取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期の満了の時までとします。

また、監査等委員である取締役の任期は、その選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了の時までとします。

取締役会は、決議によって代表取締役を選定します。代表取締役は、会社を代表し、取締役会の決議にしたがい業務を執行します。

また、取締役会の決議によって、取締役社長を定めることができます。

取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、原則として取締役社長が招集します。取締役会の議長は、原則として取締役社長があたります。

取締役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、出席取締役の過半数をもって行います。

② 投資運用の意思決定機構

１．投資環境見通しおよび運用方針の策定

経済環境見通し、資産別市場見通し、資産配分方針および資産別運用方針は月次で開催する「投資環境会議」および「投資方針会議」にて協議、策定致します。これらの会議は運用本部長・副本部長、運用グループ長等で構成されます。

２．運用計画、売買計画の決定

各ファンドの運用は「投資環境会議」および「投資方針会議」における協議の内容を踏まえて、ファンド毎に個別に任命された運用担当者が行います。運用担当者は月次で運用計画書を作成し、運用本部長の承認を受けます。運用担当者は承認を受けた運用計画に基づき、運用を行います。

## 2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）ならびにその受益証券（受益権）の募集又は私募（第二種金融商品取引業）を行っています。また、「金融商品取引法」に定める投資助言・代理業を行っています。

2019年5月31日現在、委託会社の運用する投資信託は以下の通りです。（親投資信託を除く）

| 基本的性格 | 本数 | 純資産総額（単位：円） |
|---|---|---|
| 追加型公社債投資信託 | 26 | 1,159,472,215,197 |
| 追加型株式投資信託 | 867 | 13,227,040,773,887 |
| 単位型公社債投資信託 | 46 | 144,006,217,757 |
| 単位型株式投資信託 | 163 | 1,238,345,394,320 |
| 合計 | 1,102 | 15,768,864,601,161 |

## 3【委託会社等の経理状況】

1. 委託会社であるアセットマネジメントOne株式会社（以下「委託会社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

2. 財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき第34期事業年度（自2018年4月1日至2019年3月31日）の財務諸表について、EY新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

### （1）【貸借対照表】

（単位：千円）

| | 第33期<br>（2018年3月31日現在） | 第34期<br>（2019年3月31日現在） |
|---|---|---|
| （資産の部） | | |
| 流動資産 | | |
| 現金・預金 | 49,071,217 | 41,087,475 |
| 金銭の信託 | 12,083,824 | 18,773,228 |
| 有価証券 | － | 153,518 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 未収委託者報酬 | | 11,769,015 | | 12,438,085 |
| 未収運用受託報酬 | | 4,574,225 | | 3,295,109 |
| 未収投資助言報酬 | | 341,689 | | 327,064 |
| 未収収益 | | 59,526 | | 56,925 |
| 前払費用 | | 569,431 | | 573,874 |
| その他 | | 427,238 | | 491,914 |
| 流動資産計 | | 78,896,169 | | 77,197,195 |
| | | | | |
| 固定資産 | | | | |
| 有形固定資産 | | 1,643,826 | | 1,461,316 |
| 建物 | ※1 | 1,156,953 | ※1 | 1,096,916 |
| 器具備品 | ※1 | 476,504 | ※1 | 364,399 |
| 建設仮勘定 | | 10,368 | | － |
| 無形固定資産 | | 1,934,700 | | 2,411,540 |
| ソフトウエア | | 1,026,319 | | 885,545 |
| ソフトウエア仮勘定 | | 904,389 | | 1,522,040 |
| 電話加入権 | | 3,931 | | 3,931 |
| 電信電話専用施設利用権 | | 60 | | 23 |
| 投資その他の資産 | | 8,270,313 | | 9,269,808 |
| 投資有価証券 | | 1,721,433 | | 1,611,931 |
| 関係会社株式 | | 3,229,196 | | 4,499,196 |
| 長期差入保証金 | | 1,518,725 | | 1,312,328 |
| 繰延税金資産 | | 1,699,533 | | 1,748,459 |
| その他 | | 101,425 | | 97,892 |
| 固定資産計 | | 11,848,840 | | 13,142,665 |
| 資産合計 | | 90,745,010 | | 90,339,861 |

（単位：千円）

| | 第33期<br>（2018年3月31日現在） | 第34期<br>（2019年3月31日現在） |
|---|---|---|
| （負債の部） | | |
| 流動負債 | | |
| 預り金 | 1,003,550 | 2,183,889 |
| 未払金 | 5,081,728 | 5,697,942 |
| 未払収益分配金 | 1,031 | 1,053 |
| 未払償還金 | 57,275 | 48,968 |
| 未払手数料 | 4,629,133 | 4,883,723 |
| その他未払金 | 394,288 | 764,196 |
| 未払費用 | 7,711,038 | 6,724,986 |
| 未払法人税等 | 5,153,972 | 3,341,238 |
| 未払消費税等 | 1,660,259 | 576,632 |
| 賞与引当金 | 1,393,911 | 1,344,466 |

| | | |
|---|---|---|
| 役員賞与引当金 | 49,986 | 48,609 |
| 本社移転費用引当金 | 156,587 | － |
| 流動負債計 | 22,211,034 | 19,917,766 |
| 固定負債 | | |
| 退職給付引当金 | 1,637,133 | 1,895,158 |
| 時効後支払損引当金 | 199,026 | 177,851 |
| 固定負債計 | 1,836,160 | 2,073,009 |
| 負債合計 | 24,047,195 | 21,990,776 |
| （純資産の部） | | |
| 株主資本 | | |
| 資本金 | 2,000,000 | 2,000,000 |
| 資本剰余金 | 19,552,957 | 19,552,957 |
| 資本準備金 | 2,428,478 | 2,428,478 |
| その他資本剰余金 | 17,124,479 | 17,124,479 |
| 利益剰余金 | 44,349,855 | 45,949,372 |
| 利益準備金 | 123,293 | 123,293 |
| その他利益剰余金 | 44,226,562 | 45,826,079 |
| 別途積立金 | 24,580,000 | 31,680,000 |
| 研究開発積立金 | 300,000 | － |
| 運用責任準備積立金 | 200,000 | － |
| 繰越利益剰余金 | 19,146,562 | 14,146,079 |
| 株主資本計 | 65,902,812 | 67,502,329 |
| 評価・換算差額等 | | |
| その他有価証券評価差額金 | 795,002 | 846,755 |
| 評価・換算差額等計 | 795,002 | 846,755 |
| 純資産合計 | 66,697,815 | 68,349,085 |
| 負債・純資産合計 | 90,745,010 | 90,339,861 |

## （２）【損益計算書】

（単位：千円）

| | 第33期<br>（自　2017年4月1日<br>至　2018年3月31日） | | 第34期<br>（自　2018年4月1日<br>至　2019年3月31日） | |
|---|---|---|---|---|
| 営業収益 | | | | |
| 委託者報酬 | 84,705,447 | | 84,812,585 | |
| 運用受託報酬 | 19,124,427 | | 16,483,356 | |
| 投資助言報酬 | 1,217,672 | | 1,235,553 | |
| その他営業収益 | 117,586 | | 113,622 | |
| 営業収益計 | | 105,165,133 | | 102,645,117 |
| 営業費用 | | | | |
| 支払手数料 | 37,242,284 | | 36,100,556 | |
| 広告宣伝費 | 379,873 | | 387,028 | |
| 公告費 | 1,485 | | 375 | |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 調査費 | 23,944,438 | | 24,389,003 | |
| 調査費 | 10,677,166 | | 9,956,757 | |
| 委託調査費 | 13,267,272 | | 14,432,246 | |
| 委託計算費 | 1,073,938 | | 936,075 | |
| 営業雑経費 | 1,215,963 | | 1,254,114 | |
| 通信費 | 48,704 | | 47,007 | |
| 印刷費 | 947,411 | | 978,185 | |
| 協会費 | 64,331 | | 63,558 | |
| 諸会費 | 22,412 | | 22,877 | |
| 支払販売手数料 | 133,104 | | 142,485 | |
| 営業費用計 | | 63,857,984 | | 63,067,153 |
| 一般管理費 | | | | |
| 給料 | 11,304,873 | | 10,859,354 | |
| 役員報酬 | 189,022 | | 189,198 | |
| 給料・手当 | 9,565,921 | | 9,098,957 | |
| 賞与 | 1,549,929 | | 1,571,197 | |
| 交際費 | 58,863 | | 60,115 | |
| 寄付金 | 5,150 | | 7,255 | |
| 旅費交通費 | 395,605 | | 361,479 | |
| 租税公課 | 625,498 | | 588,172 | |
| 不動産賃借料 | 1,534,255 | | 1,511,876 | |
| 退職給付費用 | 595,876 | | 521,184 | |
| 固定資産減価償却費 | 1,226,472 | | 590,667 | |
| 福利厚生費 | 49,797 | | 45,292 | |
| 修繕費 | 4,620 | | 16,247 | |
| 賞与引当金繰入額 | 1,393,911 | | 1,344,466 | |
| 役員賞与引当金繰入額 | 49,986 | | 48,609 | |
| 機器リース料 | 148 | | 130 | |
| 事務委託費 | 3,037,804 | | 3,302,806 | |
| 事務用消耗品費 | 144,804 | | 131,074 | |
| 器具備品費 | 5,253 | | 8,112 | |
| 諸経費 | 149,850 | | 188,367 | |
| 一般管理費計 | | 20,582,772 | | 19,585,212 |
| 営業利益 | | 20,724,376 | | 19,992,752 |

（単位：千円）

| | 第33期<br>（自　2017年4月1日<br>至　2018年3月31日） | | 第34期<br>（自　2018年4月1日<br>至　2019年3月31日） | |
|---|---|---|---|---|
| 営業外収益 | | | | |
| 受取利息 | 1,430 | | 1,749 | |
| 受取配当金 | 74,278 | | 73,517 | |
| 時効成立分配金・償還金 | 256 | | 8,582 | |
| 為替差益 | 8,530 | | － | |
| 投資信託解約益 | 236,398 | | － | |
| 投資信託償還益 | 93,177 | | － | |
| 受取負担金 | － | | 177,066 | |
| 雑収入 | 10,306 | | 24,919 | |
| 時効後支払損引当金戻入額 | 17,429 | | 19,797 | |
| 営業外収益計 | | 441,807 | | 305,633 |
| 営業外費用 | | | | |
| 為替差損 | － | | 17,542 | |
| 投資信託解約損 | 4,138 | | － | |
| 投資信託償還損 | 17,065 | | － | |
| 金銭の信託運用損 | 99,303 | | 175,164 | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 雑損失 | | ― | | 5,659 | |
| 営業外費用計 | | | 120,507 | | 198,365 |
| 経常利益 | | | 21,045,676 | | 20,100,019 |
| 特別利益 | | | | | |
| 固定資産売却益 | | 1 | | ― | |
| 投資有価証券売却益 | | 479,323 | | 353,644 | |
| 関係会社株式売却益 | ※1 | 1,492,680 | | ※1 ― | |
| 本社移転費用引当金戻入額 | | 138,294 | | ― | |
| その他特別利益 | | 350 | | ― | |
| 特別利益計 | | | 2,110,649 | | 353,644 |
| 特別損失 | | | | | |
| 固定資産除却損 | ※2 | 36,992 | | ※2 19,121 | |
| 固定資産売却損 | | 134 | | ― | |
| 退職給付制度終了損 | | 690,899 | | ― | |
| システム移行損失 | | 76,007 | | ― | |
| その他特別損失 | | 50 | | ― | |
| 特別損失計 | | | 804,083 | | 19,121 |
| 税引前当期純利益 | | | 22,352,243 | | 20,434,543 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | | 6,951,863 | | 6,386,793 |
| 法人税等調整額 | | | △249,832 | | △71,767 |
| 法人税等合計 | | | 6,702,031 | | 6,315,026 |
| 当期純利益 | | | 15,650,211 | | 14,119,516 |

## （３）【株主資本等変動計算書】

第33期（自　2017年4月1日　至　2018年3月31日）

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | | |
| | | | | | | その他利益剰余金 | | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | 別途積立金 | 研究開発積立金 | 運用責任準備積立金 | 繰越利益剰余金 |
| 当期首残高 | 2,000,000 | 2,428,478 | 17,124,479 | 19,552,957 | 123,293 | 24,580,000 | 300,000 | 200,000 | 6,696,350 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | | △ 3,200,000 |
| 当期純利益 | | | | | | | | | 15,650,211 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | ― | 12,450,211 |
| 当期末残高 | 2,000,000 | 2,428,478 | 17,124,479 | 19,552,957 | 123,293 | 24,580,000 | 300,000 | 200,000 | 19,146,562 |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 利益剰余金 | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| | 利益剰余金合計 | | | | |
| 当期首残高 | 31,899,643 | 53,452,601 | 517,864 | 517,864 | 53,970,465 |
| 当期変動額 | | | | | |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 剰余金の配当 | △ 3,200,000 | △ 3,200,000 | | | △ 3,200,000 |
| 当期純利益 | 15,650,211 | 15,650,211 | | | 15,650,211 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | － | 277,137 | 277,137 | 277,137 |
| 当期変動額合計 | 12,450,211 | 12,450,211 | 277,137 | 277,137 | 12,727,349 |
| 当期末残高 | 44,349,855 | 65,902,812 | 795,002 | 795,002 | 66,697,815 |

**第34期（自　2018年4月1日　至　2019年3月31日）**

（単位：千円）

| | 株主資本 | | | | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | | | |
| | | 資本準備金 | その他資本剰余金 | 資本剰余金合計 | 利益準備金 | その他利益剰余金 | | | |
| | | | | | | 別途積立金 | 研究開発積立金 | 運用責任準備積立金 | 繰越利益剰余金 |
| 当期首残高 | 2,000,000 | 2,428,478 | 17,124,479 | 19,552,957 | 123,293 | 24,580,000 | 300,000 | 200,000 | 19,146,562 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | | △12,520,000 |
| 当期純利益 | | | | | | | | | 14,119,516 |
| 別途積立金の積立 | | | | | | 7,100,000 | | | |
| 研究開発積立金の取崩 | | | | | | | △300,000 | | |
| 運用責任準備積立金の取崩 | | | | | | | | △200,000 | |
| 繰越利益剰余金の取崩 | | | | | | | | | △6,600,000 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | － | － | － | － | － | 7,100,000 | △300,000 | △200,000 | △ 5,000,483 |
| 当期末残高 | 2,000,000 | 2,428,478 | 17,124,479 | 19,552,957 | 123,293 | 31,680,000 | － | － | 14,146,079 |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | 純資産合計 |
|---|---|---|---|---|---|
| | 利益剰余金 | 株主資本合計 | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 | |
| | 利益剰余金合計 | | | | |
| 当期首残高 | 44,349,855 | 65,902,812 | 795,002 | 795,002 | 66,697,815 |
| 当期変動額 | | | | | |
| 剰余金の配当 | △12,520,000 | △12,520,000 | | | △12,520,000 |
| 当期純利益 | 14,119,516 | 14,119,516 | | | 14,119,516 |
| 別途積立金の積立 | 7,100,000 | 7,100,000 | | | 7,100,000 |

| | | | | | |
|---|---|---|---|---|---|
| 研究開発積立金の取崩 | △300,000 | △300,000 | | | △300,000 |
| 運用責任準備積立金の取崩 | △200,000 | △200,000 | | | △200,000 |
| 繰越利益剰余金の取崩 | △6,600,000 | △6,600,000 | | | △6,600,000 |
| 株主資本以外の項目の当期変動額(純額) | | － | 51,753 | 51,753 | 51,753 |
| 当期変動額合計 | 1,599,516 | 1,599,516 | 51,753 | 51,753 | 1,651,270 |
| 当期末残高 | 45,949,372 | 67,502,329 | 846,755 | 846,755 | 68,349,085 |

**重要な会計方針**

| | |
|---|---|
| 1．有価証券の評価基準及び評価方法 | (1) 子会社株式及び関連会社株式<br>：移動平均法による原価法<br>(2) その他有価証券<br>時価のあるもの：決算日の市場価格等に基づく時価法<br>（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）<br>時価のないもの：移動平均法による原価法 |
| 2．金銭の信託の評価基準及び評価方法 | 時価法 |
| 3．固定資産の減価償却の方法 | (1) 有形固定資産<br>定率法を採用しております。<br>ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については、定額法を採用しております。<br>(2) 無形固定資産<br>定額法を採用しております。<br>なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。 |
| 4．外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準 | 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物等為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。 |

| | |
|---|---|
| 5．引当金の計上基準 | (1) 賞与引当金は、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。<br>(2) 役員賞与引当金は、役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額に基づき当事業年度に見合う分を計上しております。<br>(3) 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、退職一時金制度について、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。<br>①退職給付見込額の期間帰属方法<br>退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。<br>②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法<br>過去勤務費用については、その発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年）による定額法により按分した額を費用処理しております。<br>数理計算上の差異については、各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数（5年または10年）による定額法により按分した額を、それぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。<br>(4) 時効後支払損引当金は、時効成立のため利益計上した収益分配金及び償還金について、受益者からの今後の支払請求に備えるため、過去の支払実績に基づく将来の支払見込額を計上しております。<br>(5) 本社移転費用引当金は、本社移転に関連して発生する損失に備えるため、発生すると見込まれる額を計上しております。 |
| 6．消費税等の会計処理 | 消費税及び地方消費税の会計処理は税抜き方式によっております。 |

**表示方法の変更**

| 第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日） |
|---|
| 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号　平成30年2月16日）を当事業年度から適用し、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しました。<br>この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」842,996千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」1,699,533千円に含めて表示しております。 |

**注記事項**

（貸借対照表関係）

※1．有形固定資産の減価償却累計額

（千円）

| | 第33期<br>（2018年3月31日現在） | 第34期<br>（2019年3月31日現在） |
|---|---|---|
| 建物 | 140,580 | 229,897 |
| 器具備品 | 847,466 | 927,688 |

（損益計算書関係）

※1．関係会社に対する事項

（千円）

| | 第33期<br>（自 2017年4月 1日<br>至 2018年3月31日） | 第34期<br>（自 2018年4月 1日<br>至 2019年3月31日） |
|---|---|---|
| 関係会社株式売却益 | 1,492,680 | ― |

※2. 固定資産除却損の内訳

（千円）

| | 第33期<br>（自 2017年4月 1日<br>至 2018年3月31日） | 第34期<br>（自 2018年4月 1日<br>至 2019年3月31日） |
|---|---|---|
| 建物 | 298 | 1,550 |
| 器具備品 | 8,217 | 439 |
| ソフトウエア | 28,472 | 17,130 |
| 電話加入権 | 3 | ― |

（株主資本等変動計算書関係）

第33期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 発行済株式の種類 | 当事業年度期首<br>株式数（株） | 当事業年度<br>増加株式数（株） | 当事業年度<br>減少株式数（株） | 当事業年度末<br>株式数（株） |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 24,490 | ― | ― | 24,490 |
| A種種類株式 | 15,510 | ― | ― | 15,510 |
| 合計 | 40,000 | ― | ― | 40,000 |

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

| 決議 | 株式の<br>種類 | 配当金の総額<br>（千円） | 1株当たり<br>配当額（円） | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2017年6月21日<br>定時株主総会 | 普通株式 | 3,200,000 | 80,000 | 2017年3月31日 | 2017年6月22日 |
| | A種種類<br>株式 | | | | |

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

| 決議 | 株式の<br>種類 | 配当の<br>原資 | 配当金の総額<br>（千円） | 1株当たり<br>配当額（円） | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 2018年6月20日<br>定時株主総会 | 普通<br>株式 | 利益<br>剰余金 | 12,520,000 | 313,000 | 2018年3月31日 | 2018年6月21日 |
| | A種種<br>類株式 | | | | | |

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

1. 発行済株式の種類及び総数に関する事項

| 発行済株式の種類 | 当事業年度期首<br>株式数（株） | 当事業年度<br>増加株式数（株） | 当事業年度<br>減少株式数（株） | 当事業年度末<br>株式数（株） |
|---|---|---|---|---|
| 普通株式 | 24,490 | ― | ― | 24,490 |
| A種種類株式 | 15,510 | ― | ― | 15,510 |

| | | | | |
|---|---|---|---|---|
| 合計 | 40,000 | － | － | 40,000 |

2. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

| 決議 | 株式の種類 | 配当金の総額（千円） | 1株当たり配当額（円） | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|
| 2018年6月20日定時株主総会 | 普通株式 | 12,520,000 | 313,000 | 2018年3月31日 | 2018年6月21日 |
| | A種種類株式 | | | | |

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2019年6月20日開催予定の定時株主総会において、以下のとおり決議を予定しております。

| 決議 | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の総額（千円） | 1株当たり配当額（円） | 基準日 | 効力発生日 |
|---|---|---|---|---|---|---|
| 2019年6月20日定時株主総会 | 普通株式 | 利益剰余金 | 11,280,000 | 282,000 | 2019年3月31日 | 2019年6月21日 |
| | A種種類株式 | | | | | |

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

（1）金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、短期的な預金等に限定しております。

当社が運用を行う投資信託の商品性を適正に維持するため、当該投資信託を特定金外信託を通じて、または直接保有しております。なお、特定金外信託を通じて行っているデリバティブ取引は後述するリスクを低減する目的で行っております。当該デリバティブ取引は、実需の範囲内でのみ利用することとしており、投機的な取引は行わない方針であります。

（2）金融商品の内容及びそのリスク

金銭の信託の主な内容は、当社運用ファンドの安定運用を主な目的として資金投入した投資信託及びデリバティブ取引であります。金銭の信託に含まれる投資信託は為替及び市場価格の変動リスクに晒されておりますが、デリバティブ取引（為替予約取引、株価指数先物取引及び債券先物取引）を利用して一部リスクを低減しております。

営業債権である未収委託者報酬及び未収運用受託報酬は、相手先の信用リスクに晒されております。

有価証券及び投資有価証券は、主にその他有価証券（投資信託）、業務上の関係を有する企業の株式であり、発行体の信用リスクや市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である未払手数料は、１年以内の支払期日であります。

（3）金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

預金の預入先については、余資運用規程に従い、格付けの高い預入先に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

営業債権の相手先の信用リスクに関しては、当社の信用リスク管理の基本方針に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な相手先の信用状況を把握する体制としています。

有価証券及び投資有価証券の発行体の信用リスクに関しては、信用情報や時価の把握を定期的に行うことで管理しています。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

組織規程における分掌業務の定めに基づき、リスク管理担当所管にて、取引残高、損益及びリスク量等の実績管理を行い、定期的に社内委員会での報告を実施しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

取引実行担当所管からの報告に基づき、資金管理担当所管が資金繰りを確認するとともに、十分な手許流動性を維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

（4）金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。
なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注2）参照）。

第33期（2018年3月31日現在）

| | 貸借対照表計上額（千円） | 時価（千円） | 差額（千円） |
|---|---|---|---|
| （1）現金・預金 | 49,071,217 | 49,071,217 | － |
| （2）金銭の信託 | 12,083,824 | 12,083,824 | － |
| （3）未収委託者報酬 | 11,769,015 | 11,769,015 | － |
| （4）未収運用受託報酬 | 4,574,225 | 4,574,225 | － |
| （5）有価証券及び投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 1,448,968 | 1,448,968 | － |
| 資産計 | 78,947,251 | 78,947,251 | － |
| （1）未払手数料 | 4,629,133 | 4,629,133 | － |
| 負債計 | 4,629,133 | 4,629,133 | － |

第34期（2019年3月31日現在）

| | 貸借対照表計上額（千円） | 時価（千円） | 差額（千円） |
|---|---|---|---|
| （1）現金・預金 | 41,087,475 | 41,087,475 | － |
| （2）金銭の信託 | 18,773,228 | 18,773,228 | － |
| （3）未収委託者報酬 | 12,438,085 | 12,438,085 | － |
| （4）未収運用受託報酬 | 3,295,109 | 3,295,109 | － |
| （5）有価証券及び投資有価証券 | | | |
| その他有価証券 | 1,488,684 | 1,488,684 | － |
| 資産計 | 77,082,582 | 77,082,582 | － |
| （1）未払手数料 | 4,883,723 | 4,883,723 | － |
| 負債計 | 4,883,723 | 4,883,723 | － |

（注1）金融商品の時価の算定方法

資　産

（1）現金・預金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（2）金銭の信託

有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券について、投資信託は基準価額によっております。また、デリバティブ取引は取引相手先金融機関より提示された価格によっております。

（3）未収委託者報酬及び（4）未収運用受託報酬

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

**（5）有価証券及び投資有価証券**

**これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、投資信託は基準価額によっております。**

**負　債**

**（1）未払手数料**

**これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。**

**（注2）時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品**

**（千円）**

| 区分 | 第33期<br>（2018年3月31日現在） | 第34期<br>（2019年3月31日現在） |
|---|---|---|
| ①非上場株式 | 272,464 | 276,764 |
| ②関係会社株式 | 3,229,196 | 4,499,196 |

**①非上場株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(5) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券」には含めておりません。**

**②関係会社株式は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、記載しておりません。**

**（注3）金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額**

**第33期（2018年3月31日現在）**

| | 1年以内<br>（千円） | 1年超5年以内<br>（千円） | 5年超10年以内<br>（千円） | 10年超<br>（千円） |
|---|---|---|---|---|
| （1）現金・預金 | 49,071,217 | － | － | － |
| （2）金銭の信託 | 12,083,824 | － | － | － |
| （3）未収委託者報酬 | 11,769,015 | － | － | － |
| （4）未収運用受託報酬 | 4,574,225 | － | － | － |
| （5）有価証券及び投資有価証券<br>その他有価証券(投資信託) | － | 3,995 | － | － |

**第34期（2019年3月31日現在）**

| | 1年以内<br>（千円） | 1年超5年以内<br>（千円） | 5年超10年以内<br>（千円） | 10年超<br>（千円） |
|---|---|---|---|---|
| （1）現金・預金 | 41,087,475 | － | － | － |
| （2）金銭の信託 | 18,773,228 | － | － | － |
| （3）未収委託者報酬 | 12,438,085 | － | － | － |
| （4）未収運用受託報酬 | 3,295,109 | － | － | － |
| （5）有価証券及び投資有価証券<br>その他有価証券(投資信託) | 153,518 | 1,995 | 996 | － |

**（有価証券関係）**

**1．子会社株式及び関連会社株式**

**関係会社株式（第33期の貸借対照表計上額3,229,196千円、第34期の貸借対照表計上額4,499,196千円）は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、記載しておりません。**

**2．その他有価証券**

**第33期（2018年3月31日現在）**

**（千円）**

| 区分 | 貸借対照表日における貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | | | |
| ①株式 | 1,267,157 | 146,101 | 1,121,055 |
| ②投資信託 | 177,815 | 153,000 | 24,815 |
| 小計 | 1,444,972 | 299,101 | 1,145,870 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | | | |
| ①株式 | ― | ― | ― |
| ②投資信託 | 3,995 | 4,000 | △ 4 |
| 小計 | 3,995 | 4,000 | △ 4 |
| 合計 | 1,448,968 | 303,101 | 1,145,866 |

（注）非上場株式（貸借対照表計上額272,464千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

第34期（2019年3月31日現在）

（千円）

| 区分 | 貸借対照表日における貸借対照表計上額 | 取得原価 | 差額 |
|---|---|---|---|
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの | | | |
| ①株式 | 1,326,372 | 111,223 | 1,215,148 |
| ②投資信託 | 158,321 | 153,000 | 5,321 |
| 小計 | 1,484,694 | 264,223 | 1,220,470 |
| 貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの | | | |
| ①株式 | ― | ― | ― |
| ②投資信託 | 3,990 | 4,000 | △ 9 |
| 小計 | 3,990 | 4,000 | △ 9 |
| 合計 | 1,488,684 | 268,223 | 1,220,460 |

（注）非上場株式（貸借対照表計上額276,674千円）については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

3. 当該事業年度中に売却したその他有価証券

第33期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）

| 区分 | 売却額（千円） | 売却益の合計額（千円） | 売却損の合計額（千円） |
|---|---|---|---|
| 株式 | 544,326 | 479,323 | ― |
| 投資信託 | 2,480,288 | 329,576 | 21,204 |

（注）投資信託の「売却額」、「売却益の合計額」及び「売却損の合計額」は、解約又は償還によるものであります。

第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）

| 区分 | 売却額（千円） | 売却益の合計額（千円） | 売却損の合計額（千円） |
|---|---|---|---|

| | | | |
|---|---|---|---|
| 株式 | 394,222 | 353,644 | － |
| 投資信託 | － | － | － |

（退職給付関係）

1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、確定給付型の制度として退職一時金制度（非積立型制度であります）を採用しております。確定拠出型の制度としては確定拠出年金制度を採用しております。

なお、当社は2017年10月1日付で、確定給付企業年金制度を確定拠出年金制度等に移行するとともに、退職一時金制度を改定しました。

2. 確定給付制度

（1）退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

（千円）

| | 第33期<br>（自 2017年4月 1日<br>至 2018年3月31日） | 第34期<br>（自 2018年4月 1日<br>至 2019年3月31日） |
|---|---|---|
| 退職給付債務の期首残高 | 2,718,372 | 2,154,607 |
| 勤務費用 | 269,128 | 300,245 |
| 利息費用 | 7,523 | 1,918 |
| 数理計算上の差異の発生額 | 61,792 | △10,147 |
| 退職給付の支払額 | △111,758 | △158,018 |
| 確定拠出制度への移行に伴う減少額 | △1,316,796 | － |
| 退職一時金制度改定に伴う増加額 | 526,345 | － |
| その他 | － | 438 |
| 退職給付債務の期末残高 | 2,154,607 | 2,289,044 |

（2）年金資産の期首残高と期末残高の調整表

（千円）

| | 第33期<br>（自 2017年4月 1日<br>至 2018年3月31日） | 第34期<br>（自 2018年4月 1日<br>至 2019年3月31日） |
|---|---|---|
| 年金資産の期首残高 | 1,363,437 | － |
| 期待運用収益 | 17,042 | － |
| 事業主からの拠出額 | 36,672 | － |
| 確定拠出制度への移行に伴う減少額 | △1,417,152 | － |
| 年金資産の期末残高 | － | － |

（3）退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

（千円）

| | 第33期<br>（2018年3月31日現在） | 第34期<br>（2019年3月31日現在） |
|---|---|---|
| 非積立型制度の退職給付債務 | 2,154,607 | 2,289,044 |
| 未積立退職給付債務 | 2,154,607 | 2,289,044 |
| 未認識数理計算上の差異 | △204,636 | △150,568 |
| 未認識過去勤務費用 | △312,836 | △243,317 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 1,637,133 | 1,895,158 |
| | | |
| 退職給付引当金 | 1,637,133 | 1,895,158 |
| 貸借対照表に計上された負債と資産の純額 | 1,637,133 | 1,895,158 |

（4）退職給付費用及びその内訳項目の金額

（千円）

| | 第33期<br>（自 2017年4月 1日<br>至 2018年3月31日） | 第34期<br>（自 2018年4月 1日<br>至 2019年3月31日） |
|---|---|---|
| 勤務費用 | 269,128 | 300,245 |
| 利息費用 | 7,523 | 1,918 |
| 期待運用収益 | △17,042 | － |
| 数理計算上の差異の費用処理額 | 88,417 | 43,920 |
| 過去勤務費用の費用処理額 | 39,611 | 69,519 |
| 退職一時金制度改定に伴う費用処理額 | 70,560 | － |
| その他 | △1,620 | △3,640 |
| 確定給付制度に係る退職給付費用 | 456,577 | 411,963 |
| 制度移行に伴う損失（注） | 690,899 | － |

（注）特別損失に計上しております。

(5) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

| | 第33期<br>（2018年3月31日現在） | 第34期<br>（2019年3月31日現在） |
|---|---|---|
| 割引率 | 0.09% | 0.09% |
| 予想昇給率 | 1.00%～4.42% | 1.00%～4.42% |

3.簡便法を適用した確定給付制度

(1) 簡便法を適用した制度の、退職給付引当金の期首残高と期末残高の調整表

（千円）

| | 第33期<br>（自 2017年4月 1日<br>至 2018年3月31日） | 第34期<br>（自 2018年4月 1日<br>至 2019年3月31日） |
|---|---|---|
| 退職給付引当金の期首残高 | △300,927 | － |
| 退職給付費用 | 53,156 | － |
| 制度への拠出額 | △35,640 | － |
| 確定拠出制度への移行に伴う減少額 | 391,600 | － |
| 退職一時金制度改定に伴う振替額 | △108,189 | － |
| 退職給付引当金の期末残高 | － | － |

(2) 退職給付費用

簡便法で計算した退職給付費用　前事業年度 53,156千円　当事業年度－千円

4. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度86,141千円、当事業年度104,720千円であります。

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | 第33期<br>(2018年3月31日現在) | 第34期<br>(2019年3月31日現在) |
|---|---|---|
| 繰延税金資産 | （千円） | （千円） |
| 未払事業税 | 290,493 | 173,805 |
| 未払事業所税 | 11,683 | 10,915 |
| 賞与引当金 | 426,815 | 411,675 |
| 未払法定福利費 | 81,186 | 80,253 |

| | | |
|---|---|---|
| 未払給与 | 9,186 | 7,961 |
| 受取負担金 | － | 138,994 |
| 運用受託報酬 | － | 102,490 |
| 資産除去債務 | 90,524 | 10,152 |
| 減価償却超過額（一括償却資産） | 11,331 | 4,569 |
| 減価償却超過額 | 176,791 | 125,839 |
| 繰延資産償却超過額（税法上） | 34,977 | 135,542 |
| 退職給付引当金 | 501,290 | 580,297 |
| 時効後支払損引当金 | 60,941 | 54,458 |
| ゴルフ会員権評価損 | 13,173 | 7,360 |
| 関係会社株式評価損 | 166,740 | 166,740 |
| 投資有価証券評価損 | 28,976 | 28,976 |
| 本社移転費用引当金 | 47,947 | － |
| その他 | 29,193 | 29,494 |
| 繰延税金資産小計 | 1,981,254 | 2,069,527 |
| 評価性引当額 | － | － |
| 繰延税金資産合計 | 1,981,254 | 2,069,527 |
| 繰延税金負債 | | |
| その他有価証券評価差額金 | △281,720 | △321,067 |
| 繰延税金負債合計 | △281,720 | △321,067 |
| 繰延税金資産の純額 | 1,699,533 | 1,748,459 |

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間の差異が法定実効税率の100分の5以下であるため、注記を省略しております。

（企業結合等関係）

当社（以下「AMOne」という）は、2016年7月13日付で締結した、DIAMアセットマネジメント株式会社（以下「DIAM」という）、みずほ投信投資顧問株式会社（以下「MHAM」という）、みずほ信託銀行株式会社（以下「TB」という）及び新光投信株式会社（以下「新光投信」という）（以下総称して「統合4社」という）間の「統合契約書」に基づき、2016年10月1日付で統合いたしました。

1. 結合当事企業

| 結合当事企業 | DIAM | MHAM | TB | 新光投信 |
|---|---|---|---|---|
| 事業の内容 | 投資運用業務、投資助言・代理業務 | 投資運用業務、投資助言・代理業務 | 信託業務、銀行業務、投資運用業務 | 投資運用業務、投資助言・代理業務 |

2. 企業結合日

2016年10月1日

3. 企業結合の方法

①MHAMを吸収合併存続会社、新光投信を吸収合併消滅会社とする吸収合併、②TBを吸収分割会社、吸収合併後のMHAMを吸収分割承継会社とし、同社がTB資産運用部門に係る権利義務を承継する吸収分割、③DIAMを吸収合併存続会社、MHAMを吸収合併消滅会社とする吸収合併の順に実施しております。

4. 結合後企業の名称

アセットマネジメントOne株式会社

5. 企業結合の主な目的

当社は、株式会社みずほフィナンシャルグループ（以下「MHFG」という）及び第一生命ホールディングス株式会社（以下「第一生命」という）の資産運用ビジネス強化・発展に対する強力なコミットメントのもと、統合4社が長年にわたって培ってきた資産運用に係わる英知を結集し、MHFGと第一生命両社グループとの連携も最大限活用して、お客さまに最高水準のソリューションを提供するグローバルな運用会社としての飛躍を目指してまいります。

6. 合併比率

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併における合併比率は以下の通りであります。

| 会社名 | DIAM<br>（存続会社） | MHAM<br>（消滅会社） |
|---|---|---|
| 合併比率（*） | 1 | 0.0154 |

（*）普通株式と種類株式を合算して算定しております。

7. 交付した株式数

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、DIAMは、MHAMの親会社であるMHFGに対して、その所有するMHAMの普通株式103万8,408株につき、DIAMの普通株式490株及び議決権を有しないA種種類株式15,510株を交付しました。

8. 経済的持分比率（議決権比率）

| | |
|---|---|
| MHFGが企業結合直前に所有していた当社に対する経済的持分比率 | 50.00% |
| MHFGが企業結合日に追加取得した当社に対する経済的持分比率 | 20.00% |
| MHFGの追加取得後の当社に対する経済的持分比率 | 70.00% |

なお、MHFGが所有する議決権比率については50.00%から51.00%に異動しております。

9. 取得企業を決定するに至った主な根拠

「3. 企業結合の方法」③の吸収合併において、法的に消滅会社となるMHAMの親会社であるMHFGが、結合後企業の議決権の過半数を保有することになるため、企業結合の会計上はMHAMが取得企業に該当し、DIAMが被取得企業となるものです。

10. 会計処理

「企業結合に関する会計基準」（企業結合会計基準第21号　平成25年9月13日公表分）及び「企業結合会計基準及び事業分離等会計基準に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第10号　平成25年9月13日公表分）に基づき、「3. 企業結合の方法」①の吸収合併及び②の吸収分割については共通支配下の取引として処理し、③の吸収合併については逆取得として処理しております。

11. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合に関する事項

（1）被取得企業の取得原価及びその内訳

| | | |
|---|---|---|
| 取得の対価 | MHAMの普通株式 | 144,212,500千円 |
| 取得原価 | | 144,212,500千円 |

（2）発生したのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

| | |
|---|---|
| a.発生したのれんの金額 | 76,224,837千円 |
| b.発生原因 | 被取得企業から受け入れた資産及び引き受けた負債の純額と取得原価との差額によります。 |
| c.のれんの償却方法及び償却期間 | 20年間の均等償却 |

（3）企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

| | | |
|---|---|---|
| a.資産の額 | 資産合計 | 40,451,657千円 |
| | うち現金・預金 | 11,605,537千円 |
| | うち金銭の信託 | 11,792,364千円 |

b.負債の額　　負債合計　　9,256,209千円
うち未払手数料及び未払費用　　4,539,592千円

（注）顧客関連資産に配分された金額及びそれに係る繰延税金負債は、資産の額及び負債の額には含まれておりません。

（4）のれん以外の無形固定資産に配分された金額及び主要な種類別の内訳並びに全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

a.無形固定資産に配分された金額　　53,030,000千円

b.主要な種類別の内訳

顧客関連資産　　53,030,000千円

c.全体及び主要な種類別の加重平均償却期間

顧客関連資産　　16.9年

12. 被取得企業に対してパーチェス法を適用した場合の差額

（1）貸借対照表項目

| | 第33期<br>（2018年3月31日現在） | 第34期<br>（2019年3月31日現在） |
|---|---|---|
| 流動資産 | －千円 | －千円 |
| 固定資産 | 114,270,495千円 | 104,326,078千円 |
| 資産合計 | 114,270,495千円 | 104,326,078千円 |
| 流動負債 | －千円 | －千円 |
| 固定負債 | 13,059,836千円 | 10,571,428千円 |
| 負債合計 | 13,059,836千円 | 10,571,428千円 |
| 純資産 | 101,210,659千円 | 93,754,650千円 |
| （注）固定資産及び資産合計には、のれん及び顧客関連資産の金額が含まれております。 | | |
| のれん | 70,507,975千円 | 66,696,733千円 |
| 顧客関連資産 | 45,200,838千円 | 39,959,586千円 |

（2）損益計算書項目

| | 第33期<br>（自 2017年4月 1日<br>至 2018年3月31日） | 第34期<br>（自 2018年4月 1日<br>至 2019年3月31日） |
|---|---|---|
| 営業収益 | －千円 | －千円 |
| 営業利益 | △9,012,128千円 | △9,043,138千円 |
| 経常利益 | △9,012,128千円 | △9,043,138千円 |
| 税引前当期純利益 | △9,012,128千円 | △9,091,728千円 |
| 当期純利益 | △7,419,617千円 | △7,489,721千円 |
| 1株当たり当期純利益 | △185,490円43銭 | △187,243円04銭 |
| （注）営業利益には、のれん及び顧客関連資産の償却額が含まれております。 | | |
| のれんの償却額 | 3,811,241千円 | 3,811,241千円 |
| 顧客関連資産の償却額 | 5,233,360千円 | 5,241,252千円 |

（資産除去債務関係）

当社は建物所有者との間で不動産賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了時に原状回復する義務を有しているため、契約及び法令上の資産除去債務を認識しております。

なお、当該賃貸借契約に関連する長期差入保証金（敷金）が計上されているため、資産除去債務の負債計上に代えて、当該敷金の回収が最終的に見込めないと認められる金額を合理的に見積り、そのうち当期の負担に属する金額を費用計上し、直接減額しております。

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

当社は、資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

**2. 関連情報**

**第33期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）及び第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）**

**（1）サービスごとの情報**

**サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、サービスごとの営業収益の記載を省略しております。**

**（2）地域ごとの情報**

**①営業収益**

**本邦の外部顧客に対する営業収益に区分した金額が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。**

**②有形固定資産**

**本邦に所在している有形固定資産の金額が貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、記載を省略しております。**

**（3）主要な顧客ごとの情報**

**特定の顧客に対する営業収益で損益計算書の営業収益の10%以上を占める相手先がないため、記載を省略しております。**

**（関連当事者情報）**

**1. 関連当事者との取引**

**（1）親会社及び法人主要株主等**

**第33期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）**

**該当はありません。**

**第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）**

**該当はありません。**

**（2）子会社及び関連会社等**

**第33期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）**

**該当はありません。**

**第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）**

**該当はありません。**

**（3）兄弟会社等**

**第33期（自 2017年4月1日 至 2018年3月31日）**

| 属性 | 会社等の名称 | 住所 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 役員の兼任等 | 事業上の関係 | | | | |
| 親会社の子会社 | 株式会社みずほ銀行 | 東京都千代田区 | 14,040億円 | 銀行業 | ― | ― | 当社設定投資信託の販売 | 投資信託の販売代行手数料 | 6,470,802 | 未払手数料 | 894,336 |
| | みずほ証券株式会社 | 東京都千代田区 | 1,251億円 | 証券業 | ― | ― | 当社設定投資信託の販売 | 投資信託の販売代行手数料 | 9,079,083 | 未払手数料 | 1,549,208 |

**第34期（自 2018年4月1日 至 2019年3月31日）**

| 属性 | 会社等の名称 | 住所 | 資本金又は出資金 | 事業の内容又は職業 | 議決権等の所有(被所有)割合 | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額（千円） | 科目 | 期末残高（千円） |
|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|---|
| | | | | | | 役員の兼任等 | 事業上の関係 | | | | |
| 親会社の子会社 | 株式会社みずほ銀行 | 東京都千代田区 | 14,040億円 | 銀行業 | ― | ― | 当社設定投資信託の販売 | 投資信託の販売代行手数料 | 6,048,352 | 未払手数料 | 915,980 |
| | | | | | | | | 子会社株式の取得 | 1,270,000 | ― | ― |
| | みずほ証券株式会社 | 東京都千代田区 | 1,251億円 | 証券業 | ― | ― | 当社設定投資信託の販売 | 投資信託の販売代行手数料 | 10,215,017 | 未払手数料 | 1,670,194 |

取引条件及び取引条件の決定方針等
（注1）投資信託の販売代行手数料は、一般的取引条件を勘案した個別契約により決定しております。
（注2）子会社株式の取得は、独立した第三者機関により算定された価格を基礎として協議の上、合理的に決定しております。
（注3）上記の取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には、消費税等が含まれております。

2. 親会社又は重要な関連会社に関する注記
（1）親会社情報
株式会社みずほフィナンシャルグループ
(東京証券取引所及びニューヨーク証券取引所に上場)

（2）重要な関連会社の要約財務諸表
該当はありません。

（1株当たり情報）

| | 第33期（自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日） | 第34期（自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日） |
|---|---|---|
| 1株当たり純資産額 | 1,667,445円37銭 | 1,708,727円13銭 |
| 1株当たり当期純利益金額 | 391,255円29銭 | 352,987円92銭 |

（注1）潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。
（注2）1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

| | 第33期（自 2017年4月 1日 至 2018年3月31日） | 第34期（自 2018年4月 1日 至 2019年3月31日） |
|---|---|---|
| 当期純利益金額 | 15,650,211千円 | 14,119,516千円 |
| 普通株主及び普通株主と同等の株主に帰属しない金額 | ― | ― |
| 普通株式及び普通株式と同等の株式に係る当期純利益金額 | 15,650,211千円 | 14,119,516千円 |
| 普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数 | 40,000株 | 40,000株 |

| | | |
|---|---|---|
| （うち普通株式） | (24,490株) | (24,490株) |
| （うちA種種類株式） | (15,510株) | (15,510株) |

（注1）A種種類株式は、剰余金の配当請求権及び残余財産分配請求権について普通株式と同等の権利を有しているため、1株当たり情報の算定上、普通株式に含めて計算しています。

## 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

(1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。

(2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。

(3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下（4）（5）において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または店頭デリバティブ取引を行うこと。

(4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。

(5) 上記（3）（4）に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

## 5【その他】

(1) 定款の変更、事業譲渡又は事業譲受、出資の状況その他の重要事項

2018年6月20日付で、総則の「目的」に関する事項の定款の変更を行いました。

委託会社は、株式会社みずほ銀行から、みずほグローバルオルタナティブインベストメンツ株式会社（以下「MGAI」といいます。）の発行済株式の全てについて2018年11月1日付で譲り受け、MGAIを100%子会社（新商号：アセットマネジメントOneオルタナティブインベストメンツ株式会社）としました。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社およびファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

# 第２【その他の関係法人の概況】

## 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

| 名 称 | | 資本金の額（百万円） | 事業の内容 |
|---|---|---|---|
| (1) 受託会社 | みずほ信託銀行株式会社 | 247,369 | 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律（兼営法）に基づき信託業務を行っています。 |
| (2) 販売会社 | みずほ証券株式会社 | 125,167 | 「金融商品取引法」に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。 |

（注）資本金の額について　　2019年３月末日現在

## ２【関係業務の概要】

(1) 受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産を保管・管理し、受益権設定にかかる振替機関への通知等を行います。

(2) 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付けならびに収益分配金、償還金および一部解約金の支払等を行います。

## ３【資本関係】

該当事項はありません。
(持株比率５％以上を記載します。)

＜参考：再信託受託会社の概要＞

名称　　：資産管理サービス信託銀行株式会社
業務の概要　：銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。
再信託の目的：原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託会社から再信託受託会社(資産管理サービス信託銀行株式会社)へ委託するため、原信託財産の全てを再信託受託会社へ移管することを目的とします。

## 第３【その他】

(1)目論見書の表紙等にロゴ・マーク、図案を使用し、ファンドの基本的性格を記載する場合があります。また、以下の内容を記載することがあります。

・金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である旨
・委託会社の金融商品取引業者登録番号
・詳細情報の入手方法
　① 委託会社のホームページアドレス、電話番号および受付時間など
　② 請求目論見書の入手方法およびファンドの投資信託約款の全文が請求目論見書に掲載されている旨
・目論見書の使用開始日
・届出の効力に関する事項について、次に掲げるいずれかの内容を記載することがあります。
　① 届出をした日および当該届出の効力の発生の有無を確認する方法

② 届出をした日、届出が効力を生じている旨および効力発生日

・ファンドの内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号）に基づき事前に受益者の意向を確認する旨

・投資信託の財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理されている旨

・請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行った場合にはその旨の記録をしておくべきである旨

・「ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください」との趣旨を示す記載

(2)有価証券届出書第一部「証券情報」、第二部「ファンド情報」に記載の内容について、投資家の理解を助けるため、その内容を説明した図表等を付加して目論見書のその内容に関する箇所に記載することがあります。また、第二部「ファンド情報」第１「ファンドの状況」５「運用状況」について、有価証券届出書提出後の随時入手可能な直近の情報および同情報についての表での表示に加えて、グラフで表示した情報を目論見書に記載することがあります。

(3)投資信託説明書（請求目論見書）に約款の全文を掲載します。

(4)目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

(5)目論見書は目論見書の別称として「投資信託説明書」と称して使用する場合があります。

(6)投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用する場合があります。

(7)有価証券届出書第一部「証券情報」（12）その他　に記載の「ラップ口座にかかる契約に基づいて、ラップ口座の資金を運用するためのファンド」におけるラップ口座については、目論見書において、各販売会社で用いる固有の名称を記載する場合があります。

# 独立監査人の監査報告書

２０１９年5月３０日

アセットマネジメントOne株式会社
取 締 役 会 御 中

**EY新日本有限責任監査法人**

| | | | |
|---|---|---|---|
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 湯原 尚 | 印 |
| 指定有限責任社員<br>業務執行社員 | 公認会計士 | 山野 浩 | 印 |

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているアセットマネジメントOne株式会社の２０１８年4月1日から２０１９年3月３１日までの第３４期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アセットマネジメントOne株式会社の２０１９年3月３１日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

（注１）上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
（注２）ＸＢＲＬデータは監査の対象には含まれておりません。

# 独立監査人の監査報告書

令和１年６月２１日

アセットマネジメントOne株式会社

取　締　役　会　　御　中

EY新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員　　公認会計士　　山野　浩　印

当監査法人は、金融商品取引法第１９３条の２第１項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているＭＨＡＭ日本債券インデックスファンド(ファンドラップ)の平成３０年５月９日から令和１年５月８日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任
経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任
当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。
監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。
当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見
当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ＭＨＡＭ日本債券インデックスファンド(ファンドラップ)の令和１年５月８日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係
アセットマネジメントOne株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

(注)1.上記は、当社が監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2.XBRLデータは監査の対象には含まれていません。